

第 2 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成23年6月28日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成23年6月28日（金曜日）

午前10時0分開議
午後0時4分休憩
午後0時45分開議
午後1時54分閉会

本日の会議に付した事件

平成23年度主要等事業説明

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計
補正予算（第2号）

議案第5号 熊本県宅地建物取引業審議
会設置条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第9号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第10号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第11号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第12号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第13号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第14号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第15号 専決処分の報告及び承認につ
いて

報告第1号 平成22年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についてのう
ち

報告第2号 平成22年度熊本県港湾整備事
業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

報告第3号 平成22年度熊本県臨海工業用
地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算

書の報告についてのうち

報告第4号 平成22年度熊本県流域下水道
事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報
告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①平成23年度入札契約制度改正につい
て

②くまもと生活排水処理構想2011の策
定について

③川辺川ダムに関する最近の状況につ
いて

④「水俣湾環境対策基本方針」に基づ
く水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋
立地の点検・調査結果（平成22年度）

⑤東日本大震災による県内経済等への
影響及び被災地域の復興支援状況（土
木部）について

委員会提出議案

地方の道路整備に必要な予算確保に関
する意見書

出席委員（8人）

委員長	小早川	宗弘
副委員長	山口	ゆたか
委員	山本	秀久
委員	堤	泰宏
委員	松岡	徹
委員	東	充美
委員	泉	広幸
委員	緒方	勇二

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長	戸塚	誠司
政策審議監	鷹尾	雄二
道路都市局長	野田	善治

河川港湾局長兼
土木技術審議監 上 谷 昌 史
建築住宅局長 生 田 博 隆
監理課長 金 子 徳 政
用地対策課長 成 瀬 茂
土木技術管理課長 西 田 浩
道路整備課長 増 田 厚
道路保全課長 亀 田 俊 二
都市計画課長 内 田 一 成
下水環境課長 軸 丸 英 顕
河川課長 林 峻一郎
港湾課長 手 島 健 司
砂防課長 高 永 文 法
建築課長 坂 口 秀 二
営繕課長 田 邊 肇
住宅課長 平 井 章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平 田 裕 彦
政務調査課主幹 竹 本 邦 彦

午前10時0分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、時間となりましたので、ただいまから第2回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

それでは、本日は執行部を交えての最初の委員会でありますので、一言ごあいさつを申し上げます。

さきの第1回委員会におきまして、委員長に選任いただきました小早川でございます。

これから1年間、山口副委員長とともに、円滑な委員会運営に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思いますし、特に県の建設行政も、国からの補助金、交付金が大幅にカットされる中で、危機的な状況だというふうに思っておりますし、また、今月から入

札制度も大幅に見直しをされて、いろいろ私たちが議論をしましたけれども、建設業界がどうなるのか、私個人としても非常に心配をしておりますけれども、しかしながら、変わることで悪い結果につながらないように、そして、厳しくとも新しい方向性や活路を見出していけるように、皆さん方と一緒にこの委員会で議論を深めて、少しでも建設行政が前進していくように頑張りたいというふうに思っております。

それから、いつも委員会の中で私は申し上げるんですけども、執行部の皆さんがいろいろと資料を説明していただきますけれども、できるだけポイントを絞って簡潔にしてください、その分質疑の時間を長くとればなというふうに思っておりますので、執行部の皆さん方には、今後とも御協力のほどよろしくお願いを申し上げて、私のあいさつといたします。1年間、お世話になります。

続いて、山口副委員長からあいさつをお願いします。

○山口ゆたか副委員長 前回の委員会におきまして副委員長に選任されました山口でございます。

今後1年間、今小早川委員長からありましたように、意を酌みながら、円滑な委員会運営に資するよう活動してまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。

○小早川宗弘委員長 次に、執行部幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

自己紹介は、課長以上について、自席からお願いをします。また、審議員及び課長補佐については、お手元に配付しています平成23年度主要事業及び新規事業説明資料の中にあります役付職員名簿により紹介にかえさせて

いただきます。

それでは、戸塚土木部長から順次自己紹介をお願いします。

（土木部長、政策審議監～住宅課長の順に自己紹介）

○小早川宗弘委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、平成23年度主要事業等説明及び本委員会に付託されました議案等の審査を行います。

まず、主要事業及び付託議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。また、本日の説明等が行われる際は、執行部の皆さん方は、着席のまま、先ほど申しましたように、簡潔に説明をしてください。

まず、戸塚土木部長に総括説明をお願いいたします。

○戸塚土木部長 おはようございます。

今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ちまして、最近における土木部行政の動向について御報告申し上げます。

まず、東日本大震災につきましては、発生から3カ月半が経過しておりますが、被災地では依然として大変厳しい状況が続いております。

土木部といたしましては、被災地への人的支援といたしまして、去る6月1日から、災害復旧応援のため、技術職員8人を宮城県に長期派遣しております。また、被災者支援といたしまして、県営住宅の提供を行ってございまして、現在3世帯8人の方々が入居されております。

そのほか、くまもとアートポリスの伊東豊雄コミッショナーが企画されました「みんなの家」プロジェクトを支援することとしております。

平成23年度の土木部の一般会計及び特別会

計を合わせました予算総額は892億3,804万円を計上してございまして、対前年度比は98.7%となっております。

なお、九州新幹線建設事業負担金の影響を除きますと、対前年度比は103.2%となっております。そのうち、県単独事業費は、公共投資臨時基金等を活用いたしまして、対前年度比約23%増の約30億円増の163億6,693万7,000円を確保しているところでございます。

なお、国の公共事業関係予算は、昨年度が対前年度比約15%減、今年度は、東日本大震災の復旧・復興事業の財源確保のために5%が執行保留となっておりまして、対前年度比約9%減という、大変厳しい状況が続いております。

今後、地域経済等への影響を見きわめるとともに、国の動向も注視しながら、引き続き社会資本整備に必要な予算総額の確保に努めてまいります。

また、去る6月1日には、公共事業量の減少や、平成22年11月定例県議会で採択されました熊本県建設業協会からの公共工事における需給アンバランスの早期是正を求める請願を踏まえまして、県発注工事に係る入札参加資格、いわゆる格付と発注標準の見直しや最低制限価格の引き上げなどの大きな制度改正を行いました。

今後、新熊本県建設産業振興プランに基づきまして、建設業者からの経営相談、企業合併や新分野進出、さらには下請業者の受注確保に向けた支援策等に引き続き取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案の概要について御説明いたします。

今定例県議会に提案しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案8件、報告関係4件でございまして。

初めに、補正予算につきまして御説明いたします。

今回の6月補正予算は、東日本大震災の被災地への職員派遣に要する経費といたしまして、4,887万8,000円の増額補正をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、熊本県宅地建物取引業審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について1件、道路管理瑕疵関係の専決処分報告及び承認について7件、計8件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、平成22年度繰越明許費繰越計算書4件について御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、平成23年度入札契約制度改正について外4件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 次に、主要事業等について、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○金子監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料といたしまして、平成23年度主要事業及び新規事業説明資料及び建設常任委員会説明資料の2冊を準備しております。また、その他報告事項としまして、5件の資料を準備いたしております。

まず、平成23年度主要事業及び新規事業説明資料により御説明いたします。

資料の1ページから7ページまでは、平成23年度の土木部役付職員名簿でございます。各課の課長補佐以上の職員名簿の分掌事務を掲載しておりますので、後ほどごらんいただ

ければと存じます。

8ページをお願いいたします。

土木部組織機構図でございます。

本庁は、監理課から住宅課の13課51班で事業を推進しております。また、出先機関が9機関、熊本土木事務所を含めた地域振興局土木部が11で、土木部関係職員は、右下の表にありますとおり、合計で836人となっております。

平成23年度の主な組織改正点といたしまして、さまざまな環境変化や政策課題に即応するため、政策形成能力の強化、意思決定の迅速化、執行責任の明確化等を目的として、全庁的に部内局制を導入しております。土木部においては、道路都市局、河川港湾局、建築住宅局の3局を設置しております。

その他の改正点といたしまして、九州新幹線全線開業に伴い、都市計画課の課内室の新幹線都市整備室を鉄道高架推進室に、新幹線熊本駅周辺事務所を熊本駅周辺整備事務所に改めております。その他、土木技術管理室を土木技術管理課に、営繕室を営繕課に改めております。

9ページをお願いいたします。

地域振興局の土木部の組織機構図でございます。

平成23年度の主な改正点といたしまして、熊本土木事務所の総務課と出納課、上益城地域振興局土木部の土木総務課と出納第2課をそれぞれ統合し、総務出納課に改めております。

次に、10ページをお願いいたします。

平成23年度予算資料でございます。

土木部の平成23年度予算総額は、最上段右端の合計欄に記載のとおり、892億3,804万円で、対前年度比98.7%となっております。

なお、九州新幹線建設事業負担金を除いた予算額と対前年度比もあわせて記載しておりますが、対前年度比は、右端の上から8段目ですが、103.2%となっております。

内訳につきまして、左から一般会計の普通建設事業としまして、補助事業が421億5,504万9,000円、県単事業が172億5,964万7,000円、直轄事業が89億2,677万2,000円となっております。

なお、上から7段目の対前年度比ですが、補助事業が205.4%、県単事業が43.9%となっております。この大幅な増減の理由は、平成22年度まで、県単事業に計上していた社会資本整備総合交付金を活用した道路事業で旧地域活力基盤創造交付金事業分を、平成23年度から補助事業へ移しかえたためでございます。

これは国の取り扱いが変更されたためでございますが、移しかえた影響額を除いた場合、9段目以下に記載しておりますが、対前年度比で補助事業が101.1%、単県事業が95.3%、新幹線負担金を除いた場合は、補助事業で101.1%、単県事業が122.8%となっております。

次に、災害復旧事業につきましては、補助事業が11億3,552万9,000円、直轄事業が8,000万円となっております。

投資的経費計としまして、695億5,699万7,000円で、対前年度比は97.9%、新幹線負担金の影響を除いた対前年度比は103.6%となっております。

また、消費的経費につきましては115億4,242万4,000円で、対前年度比は100.5%となっております。

一般会計計としまして、810億9,942万1,000円で、対前年度比98.3%、新幹線負担金の影響を除いた対前年度比は103.2%となっております。

次に、その右側の特別会計でございます。

港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の3つの特別会計の合計としまして、投資的経費が24億9,854万5,000円で、消費的経費が56億4,007万4,000円、特別会計計としまして81

億3,861万9,000円で、対前年度比は103.6%となっております。

各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、11ページをお願いいたします。

平成23年度予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課別の今年度当初予算額、前年度当初予算額、比較増減額及び右側に本年度当初予算額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計でございますが、国庫支出金240億5,646万2,000円、地方債が348億7,700万円、その他が185億7,764万1,000円、一般財源が117億2,693万7,000円となっております。

以上が土木部全体の予算額でございます。

次ページ以降は、各課の主要事業及び新規事業を掲載しております。

12ページをお願いいたします。

監理課の主要事業及び新規事業でございます。

建設産業支援事業費でございますが、予算額は2,489万3,000円でございます。

この事業は、建設産業を取り巻く環境が厳しい中、地域経済を活性化し、雇用を確保していくとともに、県民に対して良質な社会資本を提供していくため、平成22年12月に公表した新熊本県建設産業振興プランに基づいて建設事業者に対して支援を行い、建設産業の振興を図るものでございます。

主なものとして、建設業者の新分野進出を支援する経費として1,000万円、建設業者の合併を支援する経費として750万円、経営相談に対する支援として230万4,000円などとなっております。以上を計上しております。

監理課分は以上でございます。よろしくお願いたします。

○増田道路整備課長 おはようございます。道路整備課でございます。よろしくお願

ます。

資料の13ページをお願いします。

まず、最上段の道路改築事業でございますが、国庫補助事業でございます、予算額は21億8,700万円でございます。

地域高規格道路の整備を行う事業でございます、熊本天草幹線道路及び熊本西環状線の整備を行うものでございます。

次に、地域道路改築事業でございますが、予算額は113億5,247万5,000円でございます。

地域の課題に対応し、計画的に国道、県道の現道の拡幅や線形改良、またはバイパス等の整備を行うものでございまして、国道は、445号ほか22カ所、県道は、小池竜田線ほか76カ所の整備を実施してまいります。

次に、道路計画調査でございますが、予算額は5,010万円でございます。

地域高規格道路の路線指定、区間指定に関する調査を行うものでございます。

次に、単県道路改築事業でございますが、予算額は27億3,117万7,000円でございます。

緊急に整備を要する比較的小規模な道路、橋梁の整備等を行うものでございまして、日生野隈府線ほか95カ所の整備及び道路に関する調査等を実施してまいります。

最後に、単県幹線道路整備特別事業でございますが、予算額は1億3,214万9,000円でございます、県内の主要幹線道路であります熊本天草幹線道路、熊本阿蘇幹線道路、南関インターチェンジから荒尾長洲幹線道路を重点的に整備するものでございます。

道路整備課は以上でございます。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。よろしく申し上げます。

資料の14ページをお願いします。

まず、上段の道路災害防除事業でございますが、道路の危険箇所に対して、災害を未然に防止するために災害防止対策を実施するも

のでございます。

表右側の事業概要欄の(1)から(3)に記載しております事業を、22億4,300万円の予算で、国道19カ所、県道67カ所の危険箇所解消のための対策を予定しております。

次に、交通安全施設等整備事業についてですが、ユニバーサルデザインの考え方に基づく歩道の整備、交差点改良、電線共同溝の整備などを行うものでございます。

概要欄の(1)と(2)に記載しております事業を、36億7,000万円余の予算で、国道34カ所、県道44カ所の整備を予定しております。

次に、橋梁補修事業についてですが、既設橋梁の耐震補強対策や老朽橋の修繕、鋼橋の再塗装等の補修を実施するものです。

概要欄の(1)から(3)に記載しております事業を、21億1,800万円の予算で、国道22橋、県道52橋の補修を予定しております。

15ページをお願いします。

上段の道路施設修繕事業についてですが、交通量の増加や老朽化などで傷んだ舗装を補修する費用として、概要欄の(1)から(3)までの合わせて38億2,300万円余を、次に、道路の排水施設を整備する費用として(4)の5億3,500万円を、除草や除雪、パトロール及び道路施設の修繕、街路樹の維持管理などの費用として(5)から(7)までの合わせて33億6,300万円を、道路案内標識の更新や書きかえなどの費用として(8)の1,000万円を計上しております。これら(1)から(8)までに記載しております事業予算として、77億3,200万円余を予定しております。

なお、舗装補修及び側溝整備につきましては、国道59カ所、県道214カ所の補修を予定しております。

最後に、ロード・クリーン・ボランティアについてですが、行政とボランティア団体が協定を締結しまして、ボランティア団体等が行う道路の清掃や除草、花の植栽等の美化活動を支援するものでございます。

県としましては、これらの団体を支援するため、活動に参加される方に保険をかけたリ、清掃用具や花苗の支給などを行っているところです。平成23年度の予算額は390万円余を予定しております。

道路保全課の主要事業は以上でございます。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。資料の16ページをお願いいたします。

まず、1段目の景観整備推進費でございますが、4,835万1,000円を計上いたしております。

これは、右欄のとおり、緑化景観対策事業や民間施設緑化推進事業などを行うものでございます。

次に、屋外広告物対策推進事業費でございますが、3,101万円を計上いたしております。

これは、右欄のとおり、違反広告物の是正指導の強化及び規制強化により、改修や撤去などが必要になった場合の助成などを行う経費でございます。

次に、都市計画調査費でございますが、7,500万円を計上いたしております。

これは、右欄のとおり、都市計画の変更、決定に向けた調査などを行うものでございますけれども、平成23年度は、5年に1度の都市計画基礎調査を行うこととしております。

下から2段目の新幹線建設促進事業費でございます。これは9億1,061万円を計上いたしております。

右欄のとおり、九州新幹線建設事業負担金などでございます。新幹線の走行に伴い生じる騒音、振動等の環境対策経費を計上しているものでございます。

最下段の連続立体交差事業費でございますが、47億6,200万円を計上いたしております。

これは、右欄のとおり、JR鹿児島本線等

連続立体交差事業における高架橋工事などの経費でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

1段目の街路整備事業でございますが、32億5,202万2,000円を計上しております。

これは、右欄のとおり、熊本駅城山線、春日池上線などの連続立体交差事業に関連する熊本駅周辺の街路や主要な幹線街路の整備を行う経費でございます。

最後に、都市公園整備事業費でございますが、18億6,814万円を計上いたしております。

内訳は、右欄のとおり、鞠智城の国営公園化を推進する鞠智城公園推進事業3,140万円及び関連する国営公園化PR事業2,750万円、都市公園の改修を行う都市公園事業費12億8,990万円、熊本県民運動総合公園内の休憩棟を改築する運動公園サッカー振興拠点施設整備事業2億6,934万円、観光地へ向かう主要幹線道路を対象として、沿道景観の整備向上を図る沿道景観緑化推進事業費2億5,000万円でございます。

都市計画課は以上でございます。

○軸丸下水環境課長 下水環境課です。資料の18ページをお開き願います。

まず、浄化槽整備事業でございます。

し尿と生活雑排水等をあわせて処理する合併浄化槽の設置に対し、県から市町村へ補助する事業で、2億7,481万3,000円を計上しております。

浄化槽には、個人が設置、管理するものと市町村が設置、管理するものの2種類がありますが、(1)は個人が浄化槽を設置する場合の県費補助で、(2)は市町村が設置する事業に対する後年度交付金でございます。これに加えて、本年度は、新たに2つのモデル事業に取り組みます。(3)の事業は、適切な維持管理が期待できる市町村設置型浄化槽の整備

を促進するため、国の助成の対象外となる年間設置基数10基未満の市町村に対して県が補助を行うものです。(4)は、生活雑排水の処理ができない単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するため、単独浄化槽の撤去費用に対する補助額を合計9万円から20万円に引き上げるものです。

次に、新規事業として、生活排水対策推進事業1,842万9,000円を計上しております。

これは、設置した浄化槽を適正に維持管理していただくため、設置者に対する講習会や法定検査の受検を進める活動を実施する事業です。

3番目の農業集落排水事業と4番目の漁業集落環境整備事業(下水)につきましては、農村あるいは漁業集落において、し尿、生活雑排水を集合処理する施設を整備する事業で、事業主体は市町村でございます。農業集落関係で6億8,220万円、漁業集落関係で1億8,502万1,000円をそれぞれ計上しております。

19ページをお願いいたします。

流域下水道特別会計でございます。

下水道の整備は原則として市町村事業ですが、流域下水道は、複数の市町村の下水処理を広域的に行うことが効率的な場合に、市町村の下水道で集めた下水を都道府県が集約処理する事業でございます。本県では、熊本北部、球磨川上流、八代北部の3カ所の流域下水道事業を実施しております。

これらの建設費及び維持管理費は特別会計で処理を行っておりまして、記載のとおり、それぞれ20億8,190万円、13億4,573万6,000円を計上しております。

下水環境課は以上です。

○林河川課長 河川課でございます。資料の20ページと21ページをごらんください。

まず、20ページの最上段、河川事業でございます。本年度予算は21億6,567万円でございます。

これは、河川改修事業などのハード整備と情報基盤整備などのソフト対策を行うものでございます。(1)の河川改修事業では、菊池川ほか16カ所の改修を行います。(2)の情報基盤整備では、河川の水位情報を周知するため、警報装置と監視カメラの設置を行います。(3)の都市基盤河川改修費は、熊本市が行います健軍川ほか4カ所の河川事業への補助を行うものでございます。

次に、中段の海岸事業で、本年度は2億1,720万円でございます。

これは海岸保全施設の整備を行うものでございます。(1)の海岸高潮対策事業では、本年度は荒尾海岸の整備を進めておりまして、予算は1億5,000万円でございます。(2)の海岸堤防等老朽化対策緊急事業は、新規事業でございます。明治新田海岸ほか4カ所の老朽化施設の維持、補修を行います。

次に、最下段の河川総合開発事業ですが、これは多目的ダムであります路木ダムと治水ダムの五木ダムの建設事業でございます。本年度予算は合計で15億3,000万円でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

単県河川海岸事業は、県の単独費で行います河川や海岸の整備事業とその関連事業で、主要なものを記載しております。

(1)の河川海岸維持修繕費は、既存事業の整理統合と予算の拡充を図ったもので、河川・海岸施設の点検や定期測量及び小規模な維持修繕を行うもので、予算は1億8,400万円でございます。(2)の単県河川改良費は、重要水防区域及び局部的にネックになっております箇所河川改良工事を実施するもので、予算は13億3,100万円でございます。(3)の単県海岸保全費は、海岸施設の改良事業で、予算は1億1,000万円でございます。次に、(4)の単県河川調査費は、河川整備計画などの策定に要する費用でございます。予算は1億1,000万円でございます。次の(5)の

単県河川海岸情報基盤整備事業費は、老朽化した水位計や雨量計の補修を行うもので、予算は4,000万円でございます。(6)のくまもとマイ・リバー・サポート事業は、ボランティア団体が行う美化活動の支援を行うために、手袋などの用具の支給や傷害保険の負担を行うもので、予算は259万3,000円でございます。最後に、(7)の河川外来種等緊急対策事業は、ウオーターレタスなどの外来種の除去やコイヘルペスが発生した場合の除去処分を行うための経費で、予算は4,125万4,000円でございます。

河川課の主要事業は以上でございます。よろしくお願いたします。

○手島港湾課長 港湾課は22ページをお願いいたします。

まず、港湾改修事業の補助分として、10億1,700万円を計上しております。

概要といたしましては、港湾施設の建設、改良を行う重要港湾改修事業を熊本港、八代港、三角港で、地方港湾改修事業を長洲港で、防波堤の改良や岸壁の防舷材等の補修を行う港湾補修事業を八代港ほか7港で実施いたします。

次に、港湾改修事業の単独分を8億4,178万6,000円計上しております。

港湾維持しゅんせつ事業を熊本港ほか4港で、港湾修築事業を熊本港ほか1港で、港湾事業調査費を水俣港ほか2港で、環境整備事業を八代港で実施いたします。

次に、港湾環境整備事業で3億5,900万円計上しております。

しゅんせつ土砂処分場の埋立護岸整備のための港湾環境整備を熊本港で実施いたします。また、海域の水質、底質の改善を図るための海域環境創造事業を百貫港で実施いたします。

次に、国際コンテナ利用緊急対策助成事業を5,146万7,000円計上しております。

これは、既存航路の維持、充実により、利用貨物の増加を図ることを目的に、荷主企業に対し助成を行うものであり、八代港と熊本港で実施いたします。

23ページをお願いします。

新規事業として、有明海自動車航送船組合新船建造支援事業を3億円計上しております。

これは、有明海自動車航送船組合が行う新船建造事業に対し、必要な資金を貸し付け支援することにより、組合の経営安定化、基幹航路の維持等を図るものでございます。

次に、天草空港管理運営費を2億1,652万6,000円計上しております。

これは天草空港の施設維持管理や運航支援業務等を行う経費でございます。

次に、港湾整備事業特別会計として、物流拠点機能向上事業を2億500万円計上しております。

これは熊本港にガントリークレーンを整備するものでございます。

次に、ポートセールス推進事業を449万2,000円計上しております。

これは、港湾利用の活性化を図るため、国際コンテナ航路振興等のポートセールス等を行う経費でございます。

最後に、臨海用地造成事業特別会計として、熊本港臨海用地造成事業を5,744万5,000円計上しております。

これは、熊本港周辺海域における漁業の振興を図るため、覆砂等の漁場整備や稚魚放流等を行うための漁業振興費と臨海用地の貸し付け及び売却を行うための熊本港臨海用地分譲推進事業費でございます。

港湾課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高永砂防課長 砂防課の主要事業について説明します。24ページをごらんください。

まず、砂防事業ですが、この事業は、砂防

指定地内の溪流において、土石流災害等を未然に防止するため、砂防堰堤等を実施するものです。

事業概要欄の3事業について、30億1,732万円で、八代市の瀬高川第二ほか61カ所を施工します。

次に、地すべり対策事業ですが、この事業は、地すべり防止区域内において、地すべりによる被害を防止、軽減するため、アンカー工やくい工、排水ボーリング等を実施するものです。

事業概要欄の2事業について、4億8,700万円で、天草市の大地地区ほか13カ所を施工します。

次に、急傾斜地崩壊対策事業ですが、この事業は、急傾斜地崩壊危険区域内において、がけ崩れ等による急傾斜地の崩壊を防止するため、擁壁工等を実施するものです。

概要欄の2事業について、15億4,296万円で、玉名市の上有所地区ほか67カ所を施工します。

次に、ソフト対策事業は、予算額が5億4,410万1,000円です。

この内訳は、土砂災害警戒区域等の指定に必要な砂防関係基礎調査が5億210万1,000円、土砂災害警戒情報の運用後の検証等を行う土砂災害情報相互通報システム整備事業が2,100万円、阿蘇山火山噴火警戒避難対策として、火山監視システムの整備等を行う火山噴火警戒避難対策事業が2,100万円です。

以上で砂防課の説明を終わります。

○坂口建築課長 建築課でございます。25ページをごらんください。

初めに、くまもとアートポリス推進費でございます。1,615万7,000円を計上しています。

熊本独自の豊かな生活空間の創造を目指しまして、コミッショナー制度による参加プロジェクトの推進やくまもとアートポリス推進

賞による顕彰事業を行いますとともに、建築塾や市民大学の開催を通じまして、人材育成事業や県民への啓発を進めていきます。

また、平成23年度は、アジアからの観光客及び関西圏の人々にくまもとアートポリスを広く周知するため、各種媒体を活用しまして情報発信を行うことにしています。

2段目のやさしさと夢あるまちづくり支援事業費でございますが、542万7,000円を計上しています。

市町村や地域団体等のまちづくり活動の初動段階を支援するとともに、ユニバーサルデザインに基づく建築物整備を促進することで、だれもが安心して暮らせるくまもとの夢を実現するよう取り組むものです。

3段目の建築物防災対策推進事業ですが、614万9,000円を計上しています。

県の建築物耐震改修促進計画に基づきまして、建築物の耐震化を促進するために、民間特定建築物の耐震診断助成事業を実施するとともに、市町村や県民に対しまして耐震化の普及啓発を図るため、耐震相談窓口の開設や講演会の開催等を行うものです。

4段目の建築物環境性能向上促進事業でございますが、93万8,000円を計上しております。

これは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づきます熊本県建築物環境配慮制度を的確に運用しまして、建築物の環境性能の向上のための自主的な取り組みを促すものでございます。

最下段の民間建築物アスベスト緊急改修促進事業ですが、1億8,685万9,000円を計上しています。

これは、多数の県民が利用します大規模施設のアスベスト改修を促進するとともに、今までおおむね1,000平米以上の建築物の実態把握や指導に加えまして、1,000平米未満の建築物の実態把握や指導に向けたデータ整備を実施するものでございます。

建築課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○田邊営繕課長 営繕課でございます。26ページをごらんください。

県有施設保全改修費でございます。平成23年度は、3億3,470万7,000円を計上しております。

この事業は、県有施設保全に関します事業予算の一元管理を行い、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減等、県有施設の効率的な保全改修を実施するものでございます。

営繕課は以上でございます。

○平井住宅課長 住宅課でございます。27ページをお願いいたします。

まず、公営住宅建設費でございますが、8億2,276万5,000円を計上しております。

これは、県営住宅の居住水準の向上と住宅に困窮する県民の居住環境の安定を図るため県営住宅の建てかえを行うもので、熊本市大江にあります山の上団地の本体工事を行っております。

山の上団地は、戦後の引揚者等の方々が居住されていたところに、昭和36年度から38年度に建設した198戸の団地ですが、老朽化が進み、住戸が狭く、浴室もない状況で、生活に不便を来していることから建てかえを行っているものでございます。

建物は、鉄筋コンクリート造10階建て、現入居者に対応しまして84戸を建設いたしております。昨年10月に着手し、今年度中の完成を予定しております。

次に、公営住宅ストック総合改善事業費でございますが、6億6,336万7,000円の予算を計上しております。

これは、県営住宅のストックを有効活用するため、計画的な修繕や改善工事を行い、建物の長寿命化を図るとともに、入居者の安全

や良好な居住環境を確保するものです。

内容としましては、室内の段差解消や手すり設置などを行います住戸改善、外壁改修、屋根防水改修、給水設備の改修、エレベーターの更新を行うものでございます。

次に、住生活総合調査事業でございます。1,720万5,000円を計上しております。

住生活基本法に基づく国の基本計画が見直されたことから、この全国計画に即した県計画とするために、平成18年度に策定いたしております熊本県住宅マスタープランについて見直しを行うものでございます。

これとあわせまして、熊本市の政令市移行なども踏まえ、県営住宅のあり方についても整理を行うこととしております。

次に、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費でございますが、1億8,587万8,000円を計上いたしております。

これは、高齢者が安全で安心して暮らすことのできる良質な賃貸住宅を供給する民間事業者に、整備費の一部を補助するものでございます。

また、平成16年度までに建設されました高齢者向け優良賃貸住宅に対し、家賃減額補助を行っております。

以上が住宅課でございます。よろしく願いいたします。

○小早川宗弘委員長 次に、付託議案等の審査を行います。

付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いします。

○金子監理課長 監理課でございます。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

平成23年度6月補正予算資料でございます。

今回の補正予算の内訳につきましては、上

の表の2段目の今回補正額の欄でございます。

一般会計の消費的経費につきまして、4,887万8,000円を計上しており、6月補正後の一般会計の合計予算額は、3段目になりますが、811億4,829万9,000円となります。

一番右側の合計欄の3段目ですが、一般会計、特別会計合わせた今回補正額の予算額は892億8,691万8,000円となります。

今回の補正は、下の表の各課別内訳及び2ページの平成23年度6月補正予算総括表のとおり、補正予算は監理課分のみでございます。

3ページをお願いいたします。

監理課の6月補正予算でございますが、管理事務費として4,887万8,000円を計上しておりますが、これは部長の総括説明にもありましたが、東日本大震災に係る宮城県からの要請に基づく職員の派遣に伴う経費でございます。

具体的には、道路、河川、漁港及び県有施設等の災害復旧業務に土木、建築、電気職等の職員を派遣しますが、派遣期間が長期に及ぶことから、派遣元の所属における欠員による業務遂行への影響を軽減するため、非常勤嘱託職員の任用及び現場技術業務委託による代替措置を講ずるために要する経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○坂口建築課長 建築課でございます。説明資料の5ページをごらんください。

熊本県宅地建物取引業審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、概要につきまして、6ページの資料にて御説明させていただきます。

初めに、1番目、条例の名称でございますが、熊本県宅地建物取引業審議会設置条例の一部を改正する条例でございます。

2番目が、制定改廃の必要性でございますが、平成23年度の組織改正に伴いまして関係規定を整理する必要があるためでございます。

3番目の内容でございますが、熊本県宅地建物取引業審議会の庶務を土木部において行うこととするものでございます。

また、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認につきましては、資料7ページの第9号議案から資料20ページの第15号議案までの7件でございます。

このうち、第9号議案から第13号議案までの5件につきましては、同一箇所連続して発生した事故でありますので、その経緯及び今後の改善策につきまして、提出議案補足説明資料により説明させていただきますので、別添の補足説明資料をごらんいただきたいと思います。

1枚ペーパーの両面コピーがあるかと思えます。右肩に提出議案補足説明資料というタイトルを入れております。

まず、事故の概要でございますが、3月の春分の日を含む3連休中に、南小国町満願寺の国道442号において、道路舗装面に穴ぼこができたことにより、同一箇所タイヤパンク等の事故が連続して7件発生したものであります。

3月20日の夜から21日の昼ごろにかけ事故が発生しておりますが、県がこの箇所の穴ぼこの発生を知ったのは、4件目の被害者からの通報でございますが、21日の11時50分でありました。

補足説明資料の裏面をごらんいただきたいと思います。

実は、5月のゴールデンウィーク中にも、山都町の国道325号において、同様に、同一箇所です。タイヤパンク等の連続事故が7件発生しております。

この件につきましては、現在示談交渉に向け調査中であり、成立後、議会へ議案を提出する予定でございます。

(3)に記載しておりますとおり、いずれの案件も、一たん補修した舗装面の穴ぼこが再び損壊したことを原因とする事故で、さらに、事故直後に通報がなく、県として事故発生を知るのに時間を要したことなどから、連続事故が発生したものでございます。ひとつ間違えば人命にかかわる重大な事故となるため、非常に重く受けとめております。

道路交通の安全、安心を確保することは、道路管理者である県の責務であり、危機感を持ってパトロールの強化や道路破損箇所の早期発見に努めるとともに、確実な修繕などを行わなければならないと考えております。

そのため、今回の事故を踏まえた対策として、(4)に記載しておりますとおり、休日パトロールの指示、路面の一斉点検などを実施したところでございます。

さらに、(5)の今後の方針に掲げておりますとおり、道路損傷等に関する通報先の一般県民への周知の広報などについて現在検討を行っており、今後、速やかに要領等の見直しなどを行い、再発防止にしっかり取り組んでまいります。

連続事故の概要は以上のとおりです。

再び委員会資料の7ページに戻っていただきたいと思っております。

本議会に提案しております5件の具体的な賠償額ですが、7ページの第9号議案と9ページの第10号議案の2件は、夜間に発生した事故でありましたが、和解の相手方が道路状況に応じた運転をしていれば穴ぼこを回避できた可能性があることなどを考慮して、損害額の7割を賠償することとして、第

9号議案が8万5,585円、第10号議案が3万3,516円をそれぞれ賠償しております。

次に、11ページの第11号議案から15ページの第13号議案までの3件は、昼間の小雨という状況での事故であり、和解の相手方が道路状況に応じた運転をしていれば穴ぼこを回避できた可能性が夜間の事故よりも高いことなどを考慮して、損害額の3割を補償することとして、第11号議案が1万6,380円を、第12号議案が6,018円を、第13号議案が2万7,582円をそれぞれ賠償しております。

続きまして、第14号議案でございますが、資料の17ページと18ページをお願いします。

本件は、平成23年4月5日午後7時30分ごろ、主要地方道人吉水俣線の水俣市久木野地内で、道路右側ののり面から落下してきた石に通行中の普通乗用車が衝突し、同車のエンジンカバーなどを損傷したものであります。

和解の相手方には、通行中の車両の直前に落ちてきたものであり、回避することは困難であることなどを考慮して、自動車の修理費の全額に当たる12万6,000円を賠償しております。

最後に、第15号議案でございますが、資料の19ページと20ページをお願いします。

本件は、平成23年4月8日午後6時45分ごろ、国道219号の八代市豊原上町地内で、道路左側ののり面から落下してきた石に通行中の軽四輪貨物自動車が衝突し、同車のフロント部などを損傷したものであります。

和解の相手方には、通行中の車両の直前に落ちてきたものであり、回避することは困難であることなどを考慮して、また、自動車の修理代が被害車両の時価額を上回ることが確実であったために、車両の時価額の全額に当たる8万3,000円を賠償しております。

道路保全課関係の提出議案は以上でございます。よろしくをお願いします。

○金子監理課長 監理課でございます。22ペ

ージをお願いいたします。

平成22年度繰越計算書の総括表でございますが、繰越明許費に係る繰越額を御報告申し上げるものです。報告は、会計区分ごとに、一般会計と特別会計3件、合わせまして4件の報告となります。

まず、(1)の一般会計の翌年度繰越額の合計額は、道路整備課の95億8,941万3,559円を初め、10課の合計で285億5,644万6,684円でございます。

次に、(2)の港湾整備事業特別会計の翌年度繰越額は4,960万円でございます。

次に、(3)の臨海工業用地造成事業特別会計の翌年度繰越額は803万円でございます。

最後に、(4)の流域下水道事業特別会計の翌年度繰越額は5億503万7,500円でございます。

4つの会計を合わせました翌年度繰越額は291億1,911万4,184円でございます。

繰越明許費の各課別の詳細につきましては、23ページから41ページにかけて記載しております。個別の説明につきましては省略させていただきますが、これらの繰越事業につきましては、早期完了のため取り組んでいるところでございますので、よろしく願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はどなたかありませんか。

○山本秀久委員 まず最初に、景観条例の問題で一応お尋ねしたいと思います。

実は、私が、景観条例をされる前に、その道路の大体主なところにその景観条例のあれが——看板を立てるなどか、いろいろあっていると思いますが、そういうときに、その事業所が設備をつくって、ようやくその看板を出して、その地域の看板を宣伝のつもりで立てたことに対して、後になってそれが条例違

反だと、こういう言い方をされるわけだ。立ててしまってからね。その前に、大体その調査というのはできていないのかなという意味が1つ、その景観のね。道路の情景で、大体そこに設置している、主な建物が建つとするとときには、そこに必ず何か立つだろうという予想がつくわけですよ。だから、地域でそういうふうな調査ができていのかどうかというのが1点。

それと、もう一つは、今度は河川課に続けてお願いします。

まず、私が、前に、3メートルか4メートルぐらいの河川に対して、何というかな、三方張りをやっていた状態があったわけですよ。だから、こういう河川を三方張りにすれば、水が出るときに勢いがついて浄化ができないよと、だから、3メートルか4メートルぐらいの河川にそれだけ三方張りするのはおかしいんじゃないかと前にも言ったことがあるんだ。そうしたら、いや、これが基本ですからとやったわけだ。案の定、今まで全然壊れなかった河川が、何千万てかかる河川に変わってしまったわけだ。そうしたら、1年ぐらいたしたらそれをやめているわけだな。そういう情勢が1つ。

それと、もう一つは、今度は道路の側溝。側溝を入れるときに対して道路整備の問題、続けて申し上げます。

水が出るところと水の少なく流れるところの調査が出来ていない。同じ側溝で入っているわけだ。大きい水が出るところの側溝も水が少ない側溝も、同じ側溝で入ってきているわけだ。だから、その大きく水が出るところが崩れるわけだ。むだな側溝をしとるわけだ。それも調査をしていない証拠だろうと思う。

それと、急傾斜の問題も同じ。人命に差さわるから、その急傾斜の問題も、何とか整備を調査してくれぬかと言っていると、補助金がどうのこうのとか、何軒なければ、まと

まらなきゃできませんとか、今金がありませんとかということ、ほとんど問題が起きてから慌ててやる、そういう情勢。その4つの問題に対して御返答願いたい。

以上です。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。

まず、屋外広告物の規制について御説明を申し上げます。

屋外広告物については、議員御指摘のように、看板を設置したいという方から設置許可申請が上がってきた段階で、その設置場所がどういった禁止区域の状況になっているかに応じて許可をいたしております。

おっしゃった話は、現在禁止されている地域じゃないところに設置して、その後に禁止の規制がかぶったことがあるというふうな御指摘でございました。確かに、そういう件はございます。それは、今後供用開始が予定されることが想定されますけれども、その許可時点ではまだ供用開始されていなかったということで許可をしたわけでございますけれども、供用開始後に規制がかぶったことによって、既に許可した物件が既存不適格物件と申しますか、規制の対象になってしまったというようなことがございます。

先ほど申しましたように、規制の時点で許可ができるかどうかで判断したものでございますけれども、委員御指摘のようなことがございまして、今後供用を予定しているようなところにつきましては、こういう規制がされる予定がありますということをお知らせいたしまして、対応していきたいというふうに考えております。

○林河川課長 河川課でございます。

従来、確かに先生がおっしゃいましたように、小規模な河川を中心といたしまして、三面張り、それから三方張りと呼ばれるよう

な、コンクリートで固めるような工法というのは確かにございました。

先生が御指摘のように、確かに流出が早くなるということと、それから、自然環境を守るということから、できるだけコンクリートですとか、ブロックの要らないような、今多自然川づくりと呼んでいます、そういった工法に努めているところでございます。

以上です。

○山本秀久委員 ちょっと待って。今の河川の問題は、何回も注意したんだ。そういうのに、いや、これが決まりですと、頑固として聞かなかったんだ。そして、結果が出て初めて、ああ、そうでしたと、こういうふうになる、そういう行政の姿をおれが言っているわけだ。行政というのは、そういうふうな情報がなくなったら、そうでしたと平然とそれを処置するわけだ。その姿勢を正せと言っているんだ。わかったな。言っている意味はそこなんだよ。何でも親方日の丸のやり方じゃ困るということを行っているわけだ。だから、改めてくれと、そういう行政の仕組みを変えてくれということだ。

○林河川課長 先生の御意見を踏まえまして、周知徹底を図りたいと思います。

○高永砂防課長 砂防課でございます。

急傾斜地の危険箇所につきましては、年に梅雨どき、秋どきに危険箇所の点検をしております。緊急性の高いところから、今後とも施設の整備には努めてまいりたいと考えております。

また、あわせまして、土砂災害警戒区域等の指定促進を今努めてやっておるところでございます。今後とも、ハードとソフトとあわせて、緊急度の高いところから整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本秀久委員 今の砂防の問題もそうだ。調査を正しくしていないんだ。もう少し地域振興局から上がってきた問題は、本庁でもちゃんとそれを調べて、本当に緊急性があるかどうかの判断をせんと、出先の振興局は困る面があるわけですよ。そういう点を指摘しておきたいと思います。

○高永砂防課長 地元からのいろんな情報については、非常に大事な情報だと思っております。振興局の情報もあわせて、今後の事業遂行には反映させていきたいと考えております。

○山本秀久委員 お願いします。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

委員御指摘の側溝の整備の考え方でございますけれども、先ほどの主要事業説明の中でもちょっと触れましたが、ことしも側溝整備として保全課の予算で5億ちょっと予定しております。これは排水施設が必要なところといいますか、排水に非常に支障を来しているところにつきまして、保全課の方で側溝を整備するという事業でございますが、御指摘のように、細かい調査がなかなか行き届かずに、部分的にあふれてしまって、最終的には少し支障を生じてしまっているというケースも確かにあるかと思えます。

今から、特に最近の雨は、非常に短時間で強い雨が降るようなことが多くなっておりますので、さらに事前の調査あたりをしっかりとやった上で事業実施をやっていきたいと考えております。

○山本秀久委員 その側溝の問題は、一応よく調べてみるとわかるですよ。曲がり角、直線、流れが違ってくるわけだな。そこに、ち

よろちょろしか流れないところにこんな大きな側溝を入れているわけだ。大きく流れるところにはこんなのを入れたり、調査が不十分だ。それは我々が通ってみてわかるわけだ。そして、道路が全部傾斜になっているところ、そういうところの、舗装されたところの、ちょっと右に流れていけばそっちに大きな側溝を入れるとか、そういう配慮が足りないから、そういう点をよく考えてやってください。

以上、それだけです。

○亀田道路保全課長 今のことを十分踏まえながら、今後またさらに設計段階でもしっかりと検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○山本秀久委員 よろしくをお願いします。

○松岡徹委員 港湾課と河川課の方に、まず港湾課の方にちょっと聞きますけれども、下関港湾空港技術調査事務所というのは御存じかと思えますけれども、ここは、九州地方整備局のもとで、管内の港湾とか、空港とか、海岸とか、海洋環境の調査とか、技術開発をやっているところですが、ここは日常的な連携といいますか、どのような関係になっておりますか。

○手島港湾課長 直接的な関係というのはございませんで、多くの場合、国の方を経由してという形になっていると考えております。

○松岡徹委員 それで、1つは、県の公共事業を福岡で、熊本港の環境影響についてやっているわけです。いわゆる潜堤関係の防砂堤のかさ上げですね、泊地の方の。それで、僕は見て、全く環境への影響は無駄というふうになっているわけですね。

ところが、さっき言った下関の事務所の熊

本港の航路とか泊地の埋没対策というレポートがあって、そこで泊地と航路についての、いわゆる土砂が入り込むと、それをどうやって除くかと、航路を確保するかという点で、しゅんせつ、それから防砂堤、あるいは航路の延長——潜堤の延長ですね。そういう対策が出されて、その中で、結局はこの公共事業、全評価の対象になっているその潜堤のかさ上げの問題で、このレポートは何て書いておるかという、防砂堤を全部締め切ったら非常にまずいと、海水交換が完全に遮断すると、ある程度のかさ上げは、いわば交換は上がるし、1日の半分程度の時間は海水交換を期待できるというふうに書いているわけだね。

だから、私は、こういう点で見ると、いわば環境への影響は全く無というふうにして始めますというあり方はちょっといかがなものかなと、適切じゃないと思うんですけども、いかがですか。

○手島港湾課長 松岡委員がおっしゃっているのは、下関の通称技調というところがあった報告書に基づいたお話だと思います。それと、私どもの方でやっています公共事業の事前評価の方の環境影響がないというふうに書いてあるということについて、おかしいんじゃないかということだと思うんですが、実は、事前評価の中の環境影響というのは、ないというふうに書いてあるというよりも、そこに適用されているものがないと、要するに、その欄に当たるものがないということを書いているだけでございまして、環境影響が全くないということはどこにも書いていないというふうに私は認識しております。いろんな希少生物とかに関する影響があるんじゃないかということについては、ありませんというふうに書いてあると、私、認識しておりますのでございます。

○松岡徹委員 それで、私は、そのこと自体がおかしいと思うんですよ。実際、いわば海の中で工事をやる、そのことが環境に影響があるかないかという問題なんですよ。

それで、別なレポートで、閉鎖性海岸の環境モニタリングに関する調査研究という、こんなに厚いレポートの、これはその一部だけど、そこで言っているのは、健康な海と健康でない海というのを分けて、健康な海というのはどういうものかというのの一つの大きなファクターとして海水交換を挙げているんですよ。

だから、いわば防砂堤のかさ上げをやりますと、それについて環境への影響があるかないかを考えるときに、海水交換なども含めて、いわば事前評価の項目に入れるのが当たり前じゃないですか。大事なところは除いて、大丈夫です、大丈夫ですとやって、そんなあり方がおかしいと僕は言っているんですよ。どうですか、その辺は。

○手島港湾課長 確かに、いろんな観点で環境を評価する方法はあると思っております。ただ、今の県の事前評価の制度の中で今はやっているものでございますので、少なくとも、今回やったこと自体が不適正と言われると、ちょっといかがなものかなと思っております。

○松岡徹委員 それで、私は、そこら辺のところは、いわゆる肝心な海水交換というのは、健康な海をはかる大変大事なポイントになっているのを外して、環境影響があるかないかということで、ありませんというような形で公共事業を進めていくあり方、これはやはり今後改善してほしいと、改善すべきだという指摘をしたいと思っております。

続けて、同じ下関の事務所が出しているレポートの問題で、課長は、平成19年4月に港湾の施設の技術上の基準についての、いわゆ

る港湾基準についての改正、これがあつたのは知っているね。

○手島港湾課長 存じ上げております。

○松岡徹委員 それで、この写真は、……
（写真を示す）私が一般質問のときに取り上げた写真ですけども、これを大きく拡大して一般質問の壇上から示したあれですけども、要するに、熊本港の倉庫の非常に地盤沈下と穴ぼこという状態を示しているわけですけども、それで、一般質問のときに、もう時間がなかったので、部長に全体像はどうかと、そして、これは建設常任委員会であれしめすと言ったのでね。どうなんですか、この法改正の関係で、こういった事態について、どのようにあなたは認識しているのか。

○手島港湾課長 港湾の技術上の基準と今回の沈下については、全く問題が別だと我々は認識しております。

といいますのが、当然、こういう埋立地については、一定の沈下はあるものだというふうに認識しておりまして、技術上の基準で、それがなくなるようにつくれとかいうことは書いていないと認識しております。

○松岡徹委員 課長は、同じ下関事務所が出した熊本港における地震動特性についてというレポートを読んだことはありますか。

○手島港湾課長 ありません。それは読んだことはございません。

○松岡徹委員 これですけども、要するに、いわゆるこの法改正によって地震動がどういうふうにするかということと、それを分析するということとをまとめられているんですけども、特徴的なものが——まあ、長い文章ですから、これはどういうことかという

と、下に地震盤があると、その上に1つの層があつて、その上にもう1つ層があると。何て書いてあるかということ、その下の地震盤のかたいところが皿、その緑のところはゼリー、黄色のところはプリンという意味だそうですね。つまり、熊本港のいわば地層というのは、こういうふうになっておるというレポートなんですよ。いわば、下のところは地震盤でかたいと、しかし、その上はゼリーのようなものだ、その上はプリンのようなもの、だから、ゼリーとプリンだからぐらぐらするわけですよ。それが増幅をします。そして、こういうふうにはゆがむというわけですよ。この青が現況の線で、赤がいわばそのことによってゆがむと。

このレポートの結論として何と書いてあるかということ、ちょっと大事なところだけ読みますけれども、まとめ「平成19年港湾基準により熊本港をケーススタディとして地震動特性について検討を行った結果、地震波が地震基盤から地表面に至るまでの間に、港湾構造物への影響が大きいとされる低周波数の地震波が約100倍に増幅されることが分かった。また、このようなサイト増幅特性から、大規模地震が発生した場合、熊本港では被災が想定されることとなった。このように地震波が増幅される原因としては、かたい有明粘土層やその下方に厚い深層地盤が存在することが原因と考えられる。さらに軟弱な有明粘土層は、大規模地震発生の際には、強度不足による変形が生じる結果となった。」と、終わりに「港湾施設の設計にあたっては、当該地の地盤の特徴を正しく理解し、この地盤だったらこんなサイト増幅特性になる、というような予想を立てられる経験も重要になってくると考えられる。同時に、活断層の位置・方向と港湾施設の位置・方向によって施設への影響が大きく異なることから、今後は地震動を考慮した施設の配慮計画も必要になってくる」「大規模地震が発生した際の熊本港の現

況岸壁の挙動は、大きな変位が生じることが分かった。現在、熊本港には耐震強化岸壁が整備されていないことから、早急な整備が望まれる。」と、こういうふうにとまとめておりますけれども、どう考えますか、課長、この指摘は。

○手島港湾課長 済みません、その文献自体は読んだことはございませんので……。

○松岡徹委員 だから、今僕が説明したでしょう。どんなですか。

○手島港湾課長 わかりました。もう少し詳しく勉強させていただいて、できれば次回にでもお答えしたいと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

○松岡徹委員 それで、本会議でもちょっと僕が指摘したけれども、ガントリークレーンを今入れるということで、来年度までやっているね。この前、港湾課に連れていってもらって視察をしたら、ガントリークレーンをつくる岸壁のその前の海の部分と後ろの部分については、今岸壁の補強工事をやるとするみたいね。それは13億。ただ、それをやらないとだめだということなんです。だから、全然知らぬということが本当なのかなという気もするけど。

要するに、そういうふうを考えますと、あの熊本港のいわば夢先島という埋立地は、言うならプリンとゼリーなんだから、何やるにしても岸壁の補強をせないかぬ。今まで1,600億つぎ込んで、こういう点で……（「発言する者あり」）1,600億今までつぎ込んでおるわけだから、こういう実態を、いわば少なくとも国土交通省の機関の調査だから、全くでたらめな作文を書くはずはないでしょうし、どれだけお金をつぎ込むことになるんですか。部長、こういう問題はどうか考えるね。

○戸塚土木部長 今先生が御指摘になった軟弱地盤層の地震動の増幅特性、これは、耐震工学上、以前から指摘されております。我々も、そういったことは承知の上でいろんな耐震設計をやってきております。ただ、いろんな地震の研究が進むにつれて、そういう増幅特性がどうなのかというのは、これは耐震技術の進展とともに明らかになってきております。

これまでの技術というのは、そういったそのときそのときの技術基準に合わせて設計とか施工をやっておりますけれども、その技術基準の新たな知見に伴って改定されれば、それに基づいて補強していくというような、そういった耐震補強の方針でございます。

今回御指摘があったようなもので、必要ということになれば、それに合わせた補強はしていくということに計画上なってきます。そういったことでの話であって、どういった想定規模の地震をするかというのは、これから想定規模をいろんな議論の中で、補強方法もまた詰めていくということになるかと思っています。

○松岡徹委員 これは、どういった地震の想定というのも書いてある。島原断層と布田川・日奈久活断層と、マグニチュード6.5とかね。

問題は、こういうのがはっきりした時点で、言うならばこの熊本港問題について、いわば知事は、これまで1,600億お金をつぎ込んできたから、もったいないからさらに進むと言っているけれども、今部長も言ったように、それは新しい知見がやっぱりその技術の開発や学問の進歩、発展によって出てくるのもあり得るですね。で、法改正がなされてこういったものが出た。さて、実態は——さっき課長は関係ないと言ったけれども、一方では、こういうような形が現象としてはあらわ

れている。関係ないと言えるのか。

そして、こういうレポートの角度から考えた場合に、大体今までも——今堤委員からも1,600億という話があったけれども、今までも1,600億つぎ込んで、毎年30億ぐらいつぎ込んでいる。どれだけのいわばお金をつぎ込むことになるのか。これから大体546億とか言われているけれども、それじゃ済まぬだろうと思うんですよ。

そういう問題を、私は、委員長、建設常任委員会としても、これはもっと集中的に——次回とか、そんなのんきなことを言うんじゃないくて、やっぱり我々も現地視察もしてこのレポートをコピーしておりますから、委員長にも差し上げますけれども、ぜひひとつ…

○小早川宗弘委員長 後から、じゃあ……。

○松岡徹委員 自習をしてほしいと。

○小早川宗弘委員長 執行部の方も、資料をちょっといただいて、見解をまたまとめたいただきたいというふうに思います。

○松岡徹委員 河川課の方をよかですか。

路木ダム、これは、私は、結論から言うと、公共事業再評価委員会に差し戻して再評価をすべきだというふうに思いますけれども、どうですか。

○林河川課長 路木ダムにつきましては、これまでもさまざまな機会をとらえましていろんな説明を進めております。一昨年の6月には、路木ダム確認作業報告書ということで、それまで路木ダムに対しましていろんな反対意見、疑念の声がございましたので、知事の指示によりまして、一度立ちどまって、そういった疑念あるいは御意見に対しまして、事業者としての説明責任を果たすために

実施しております。その内容につきまして、知事が議会の方に御説明するとともに、広く一般の方々にも周知できるように、県のホームページ上でも公開しております。

それから、その後の御意見に対しましても、県としては、異例の試みではございますけれども、ホームページ上に県の考えというのは丁寧に掲載しております。

さまざまな御意見に対しまして、説明責任を果たしているという点では、スタイルこそ違いますが、川辺川と一緒に、路木も一緒だなと言っております。

それから、路木ダムに関しましては、現在、公開の場でございます司法の場で係争中でございます。その中で、幅広い争点について既に実質的な議論というのを闘わせておりますので、路木ダムについて、再度、再評価監視委員会で議論するという必要はないというふうに考えております。

○松岡徹委員 僕も、川辺川ダムの住民討論集会のときに、住民側の事前協議メンバーとして国交省と、それこそ100時間ぐらい議論をしてきた経験があるんですけども、まあ、この路木ダム問題ほど粗雑な議論はないなという印象を持っておるんです。

河川整備計画で言われて——もともとにせものの写真が出とったとか、それから下流域の100棟の床上浸水はなかったとかあったとか、それから、いわば堤防高が48センチも違うとったとか、まあそういうたぐいですよ。まともな、いわば検証対象としてなるのかというぐらいのものです。

私に言わせれば、そんなのは、いわば熊本県の場合は、釈迦院ダムと高浜ダムで代替案を検討して中止しているわけですよ。だから、いわば治水で言うならば、代替案の検討をきちっとやるというようなことをやっぱりすべきだと。

それから、一番問題なのは、利水がいろい

ろまた議論があっているけれども、これについても本当に検証をすると。それから、羊角湾の環境影響という点でも、あそこはもう絶滅危惧種が80種ぐらいあるし、アマモが群生して、それは沿岸漁業の魚のいわば産卵や生育にとっては欠かせないところなんです。そういう問題を、私は、拙速にもうやりましたじゃなくて、再検証をするというふうにするべきだと思うんですけども、あなたの答えは大体わかるとる感じはするけれども、もう一回聞きますけれども、どうですか。

○林河川課長 多岐にわたり御指摘がございましたのでお答えしますが、まず第1点は堤防高のお話でございますけれども、堤防高の件につきましては、これは昨年末からあるいはことしの初めにかけて、一部のマスコミにおいてこれは報道があった件でございます。いずれも、現在市民グループとの間で裁判を行っていますけれども、それに絡むものでございます。

その報道内容というのは、破堤点の堤防高を市民団体が測量しましたら、県が示す高さに比べると約50センチ高くて、破堤とか出水の可能性はないという市民グループの主張を取り上げたというのが報道内容でございます。

その破堤点の堤防高でございますけれども、これは国土地理院による水準点の見直しがあったことなどによるものでございまして、県が設定しました堤防高には何ら問題はなく、正しいというふうに考えております。

このことにつきましては、4月に行われました第9回の口頭弁論の中でも、準備書面として提出済みであります。

それから、治水の件でございますけれども、路木ダムに関しましていろんな意見があるというのは御承知のとおりでございます。ですから、一昨年の4月から6月にかけて、県独自で再検証を行って、ダムの必要

性、妥当性、そういったものを改めて確認しております。

治水対策の費用比較につきましては、このときの路木ダム確認作業報告書の中でいろいろ検証を行っております、河川改修あるいはその遊水地、そういった方法よりも、多目的ダムを共同で進める方が最も安いということになっております。

この検証内容はもちろんでございますけれども、市民グループ、それからマスコミなどからの疑問につきましても、ホームページ上で県の見解を丁寧に公表しておりますので、ぜひごらんいただければと思っております。

○松岡徹委員 そんなのは全部読んでいますけれども、それで、この前の公共事業再評価委員会で一応オーケーとなったんだけど、あのとき委員長が何て言っているかという、そのダムの是非については議論しなかったと、とりあえずオーケーというようなことを言っているけれども、この県の再評価要綱、これに照らしてあの委員会は僕は差し戻すべきだと言っているのは、あの委員会が適切な審議をしていないということを行っているんですよ。

どういうことかという、この公共事業再評価要綱ではどういうふうになっているかという、社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要があると判断される事業ということで――対象事業の一つとして、どういう再評価をやる上での基本的な視点が大事かという点で、事業をめぐる社会経済情勢及びその変化の状況、それから費用対効果分析の要因の変化、コストの縮減や代替案立案などの可能性などというふうになっているわけですよ。ところが、委員長は、ダムの是非とかについては再評価委員会では議論しなかったと言っているわけで、そもそもおかしいと。やっぱりきちっと開かれた形で、代替案を含めて――あなた、ダム案が有利で、

ひところの国土交通省みたいなことを言っているけれども、開かれたところできちっと議論して、僕なんかも参加して、やり直したらどうですか。再評価委員会もやるし、以前潮谷県政のときやっと思ったような住民討論集会なんかをやって、この問題で、本当に天草で広く議論するようにしたらどうですか。

○小早川宗弘委員長 松岡委員、もうこれを答えてから次の質問者に行ってもよろしいでしょうか。できるだけ委員の皆さん方の意見を聞きたいと思いますので……。

○松岡徹委員 後でこの問題はまたあれしますから。

○林河川課長 再評価監視委員会におきましては、時のアセスという視点から、適正に再評価の審議をしていただいたというふうに考えております。

○松岡徹委員 じゃあ、今後、引き続きまたはまって議論しましょう。

○泉広幸委員 私は初めてでございますけれども、砂防課になるのかなと思いますけれども、先ほど山本先生の方から質問もありましたけれども、急傾斜関係について、かなり御要望も多いわけですが、補助事業、単県事業それぞれあると思いますけれども、なかなか高さが足りないとか、戸数が足りないとか、高さにしても、ほんの20～30センチ足らぬところもだめですよとか言われるところが多いわけですね。そういう点、何らかの形で緩和できないのかなということを1点申し上げたいと思います。

それと、最近の異常気象によって、随分、海岸線、海の方が潮位が高くなっております。そうしたことで、県におかれましては、そういった調査とかを行われておるのか、そ

の対策はどうされるのか、その2点に関してちょっと質問ですけれども、よろしく申し上げます。

○高永砂防課長 急傾斜につきましては、補助事業でやる場合、単県事業でやる場合につきましても、それぞれの事業を着手するための採択要件がございます。したがって、採択要件に該当しない部分につきましては、現時点では事業化はできないと考えております。

ハード整備につきましては、非常にまだハードの整備率が低うございまして、緊急性の高いところを重点的に着手してまいっておりますけれども、あわせて、先ほど山本先生にも御説明しましたとおり、ソフト施策として、要するに土砂災害のおそれのあるところを地元にはっきりお知らせして、自助、共助という点でも、避難体制をとってもらいたいということも大事だと考えております。そういうソフト施策について進めまして、住民の安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

○泉広幸委員 その急傾斜に関してですけれども、すぐ手前まで、例えば指定地に入っておると、その先がちょっと指定外ということで、今回の雨で少し崩れてはいるんですけども、そういったところも何とか指定をしていただいて、何とか助けていただくような方策、それと、制限を少しでも緩和していただいて、戸数が5戸とか、高さが5メートルとかじゃなくて、もう少し緩和できないのか、そういう点も含めて答弁をお願いします。

○高永砂防課長 限られた予算でやっておりますので、採択要件に該当しないものについては事業化できないと考えております。しかし、いろいろな事情があるかと思っておりますので、個別のことについて、また御相談はさせ

ていただきたいと思います。

以上でございます。

○泉広幸委員 あと1点、異常潮位の件を含めて。

○手島港湾課長 確かに、世界的な話としては、地球温暖化に伴うと思われる異常潮位というのはよく言われております。

残念ながら、私、きょう何も持ってきていないんですけれども、特別そのための調査をやったということはないと思っております。ただ、おのおのの観測地点では調査をしておりますので、それを調べることは可能かなと思っております。ですから、ある程度検潮儀がある場所だけになると思うんですけれども、ちょっと答えになっておりませんが、今わかるのはそれだけでございます。

○東充美委員 これは道路整備課か保全課かちょっとわかりませんが、ちょっとお尋ねいたします。

これだけ、40センチ、40センチ、10センチの深さで、パンクしたということがずっと出ています。裁判になっていますというんですけれども、その後道路パトロール等を強化したということですが、今回、こういった形、梅雨は明けていないんですけれども、道路の冠水するとき、この前、熊本市と菊陽町と合志市のちょうど接点になる、高速道路がある、これは県道矢護川線というんですか、ちょうど高速道路の、これは隧道というんですか、トンネル、そこがちょっと低くなって、そこで車が、集中豪雨のためでしょうけれども、さっき先生が言われましたけれども、側溝からどんどん来て冠水しちゃって車が動かなくなったということで、私たちもそういう話を聞いて早速飛んでいったんですけれども、あいう冠水した場合なんかは、こういう、何

ですか、裁判のあれにはならないんですかね。車が動かないという、そういう状況のときには。

○亀田道路保全課長 保全課でございますが、委員の今の御質問でございますけれども、今回の雨で、国県道、それから市町村道とか、農道あたりもあわせて、相当数やっぱり車が冠水したというふうに報道あたりがなされておったかと思っております。

基本的に、管理瑕疵に該当するか否かについては、やっぱり個別に判断するようになるかと思うんですが、昼間で、当然ながら前を向いて運転しておれば、道が冠水しているということがわかっていながら入るとか、そういういろんな条件によって管理瑕疵に該当するあるいはしないということになるかと思うんですが、一般的には、単なる冠水であれば、そういった補償の事例はなされていません。

特殊な事例として、アンダーパスですね、道路の下にまた道路が入って、雨が降るとポンプでないとその水が上げられないとか、そういうところについては遮断機あたりを設けているところも県道ではあるんですが、そういう道路の施設そのものが遮断機がたまたま不都合でおりていなくて、そこに突っ込んでしまったとか、そういった場合は、特殊な場合として過去に補償した事例はあります。そういうところ以外ではあんまり聞いておりません。

以上でございます。

○東充美委員 たしか道路パトロールの強化とありますけれども、例えば梅雨の警報がかかりますよね。そういうときも、やっぱりこのパトロール隊は出るんですか、その強化という形のときに。ふだんからですか。

○亀田道路保全課長 この経緯等で述べて

います今後のパトロールの強化につきましては、今回の管理瑕疵に伴う事故が、たまたま週末といいますか、休みのときに連続して起きた事故が2回続いたということもありまして、そういうところから、従来の私ども保全課がパトロールをする基準と申しますか、交通量に応じて毎週のパトロールの頻度あたりも道路によっては変えています。それが、従来は長い、お正月休みとか、春のゴールデンウィークみたいに、少し長期の連続休暇の場合はそういった基準でパトロールをやっておりましたけれども、現行の基準では、通常の週末、土日あるいは3連休程度の休みでは、いわゆる休日パトロールというメニューが制度化されていなかったものですから、その辺を少し充実しようということを考えておりまして、ここに書いてあるのは、今回の事故を踏まえた上での今後の改善策ということで述べております。

○東充美委員 だから、道路損傷の通報先の一般への周知ということで、この前自民党の政審会でも問題になりましたけれども、そういった形で、何か手は今のところありますか。

○亀田道路保全課長 やっぱ一番我々が欲しいのは、早く正確な情報をいかに管理者として聞けるかといいますか、得ることができるかで、こういった連続事故あたりを未然に防止するということにつながると思うんです。

ですから、今でも少し道路ウォッチャー制度あたりで職員間ではそういう通報制度あたりを設けておりますが、これをもう少し広げて、せんだっての話の中でも、例えば免許更新される方たちにそういうカードを、道路の異常があった場合に通報できるようなシステムとか、もう少しその辺を拡充していきたいと考えておりますが、まだ具体には——今盛

んに検討をやっている途中だものですから、もう少し細かい制度化をやっていききたいと考えております。

○東充美委員 ぜひお願いします。

県道だったら、私たちのところに通報という形で地域の方は言ってこられます。あそこは町道ですからとか、国道ですからという形ですけれども、県道だったものですから、多分もしあったら、このパトロールの方に言って、熊本市清水へ抜ける高速道路の菊陽町と合志市の本当ちょうど中間のところ、今度その手前に民間のまた新しい宅地開発もできる地域ですので、また交通渋滞等も起きますが、その辺の今度は冠水しないような状況、側溝からの水のあふれもあると思いますけれども、もしよければ一回見に行っていたきたいと思えます。

以上です。

○亀田道路保全課長 現場の方もちょっと一度確認させていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○東充美委員 わからぬときは言ってください。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 これは、部長の説明資料の東日本大震災の復旧復興事業の財源確保のため、5%が執行保留となっておりますと書いてありますけれども、2ページ。

これは当然熊本にも影響があつとるわけですよ。それで、結局、平成24年度の予測として、かなり東日本に予算が持つていかれるんじゃないかということは部長も感じておられますか。そういうことはないかと。

○戸塚誠司土木部長 この執行保留というの

は、国から県の方に交付されます額で、恐らく本来ですとその5%を上回った形で来るはずなんですけれども、その5%を保留しますということで来ております。

これは、復興財源の方の、これからの国の方の財源確保をどうやってされるかということにかかってきますけれども、我々としては、地方の整備、非常に現状から考えれば、この5%というのは、恐らく20億ぐらいの影響を受ける金額じゃないかなと思っておりますけれども、これがなくなるということは、非常に足りない状況でございますので、これはぜひ、執行保留ということは甘んじて受けておりますけれども、この復活を目指して、いろんな形でまた働きかけていきたいと思っております。

○堤泰宏委員 頑張ってください。

それと、24年度の予測。

○戸塚誠司土木部長 24年度の予算がどうなるかということにつきましては、なかなかこの震災復興に対する財源確保がどうなるかというのが非常に見えない部分がございますけれども、我々としては、震災復興も大事だし、日本全体をまた着実に維持していくためには必要な予算ということですので、それはそれ、これはこれということで、特に地方の方の社会資本整備予算というのは、これまで非常に削減されてきております。これ以上削減されると、もう立ち行かないような状況まで追い込まれておりますので、この辺はぜひとも予算確保はこれまで以上、少なくともこれまでのレベルは確保していただきたい。中には、地方の整備状況によってはまだ不足しておりますので、さらに、それは地方の実情を訴えながら確保するような形で我々は取り組んでいきたいと思っております。

○堤泰宏委員 えらい頼もしいお答えで安心

しました。

関ヶ原の戦いがあったですね。もう戦いはたくさんあつとるですけど、これはもう私も皆さんも委員の方も御存じだと思いますね。あの小早川秀秋という人が寝返ったわけですね。あれは戦力はほとんどなかったんですね。いやいや、楽しい話ですよ。小早川秀秋が寝返ったのは、結局、東軍、西軍で、西軍が優勢だったんですよ。徳川家康が、もう捨て身の一步、やけくそで小早川秀秋に大砲の弾を撃ち込んだら、小早川秀秋が徳川についたんですよ。それで、西軍がほたつきゃよかったんですよ、大したことはない。本隊を崩して、その秀秋が向かってきた西軍の方に主力部隊を回したんですよ。それで全面壊滅したんですよ。それで、東軍が勝って、三成が戦力的には断然有利だったけれども負けたと。私は、日本全体が、今度経済的に総崩れせぬように、ここは土木部だけですけれども、ほかの部署も含めて、これは踏ん張っていただかぬと、日本全体、これは総崩れしますよ。

ということを申し上げながら、今度は土木部の中から——これは資料はAとかBとかつけとってもらいたい方がいいですね。委員会説明資料の方の監理課、2ページですね。

これは、さっきの説明では、東北の方の派遣職員の影響で、4,887万8,000円ですか、この予算が別途必要になったということですよ。これは国の決まりでいろいろ割り当てがあったと思いますから、割り当ては消化せんといかぬですけども、これは土木部だけでこれだけですから、県全体とすると、まだかなりあると思うんですよ。

東北の方では、今雇用不安が起こつとるですよ、就職先がないと。私は、これは——私がここで言うたけんでどうにもならぬことですが、まあ意見として聞いてください、監理課長。お金をやって、向こうの人を雇うように言うたがよくなかったですかね。向こう

の人が土地にも詳しいし、また、技術者はいっぱいおるんですよね。県をやめた人もおるだろうし、役場の技術職の人たちもいっぱいおるだろうし、ちょっと感想を言うてください。

○金子監理課長 今回の補正予算を組んでおりますのは、長期派遣で出すのは土木部が初めてでございます。8名分の代替予算ですけども、県の職員が東北に応援に行く関係で——出したところは何らかの補充が必要ですので……。

○堤泰宏委員 それは聞いたですたい、さっき。

○金子監理課長 その関係です。

ただ、現場の方は、いわゆる町村も県も含めて、技術職員が非常に足りない状況でございます。前代未聞の災害でございますので、災害査定あたりも、物すごいボリュームの事業が今後入ってくるということでございますので、現在派遣している職員は、土木部関係の職員は、石巻あるいは女川、東松島という、町村の道路とかの災害査定の対応をする職員、あと漁港等の県有施設、そして営繕とか建物等の改修をするための職員派遣でございますので、そういうことで、現場の方で対応できないのを……。

○堤泰宏委員 それは今言いなはったけんわかっとするわけたい。2回同じ説明だけん。

だけん、そうじゃなくて、こやんお金を出してあれするなら、お金ばやって向こうで雇わせたがよくないですかと、感想ば聞いたわけです。それは反対と言いなはれば、それでよかったいな。まあ、お金がかかることはこれは大変ですよ。

まだいっぱいあるですけど、もういっちょよ。

新規事業説明資料の27ページ、公営住宅の建設費ですよ。これは私はいつも言うんですけど、これは84戸の総工費が8億2,000万ですか。

○平井住宅課長 これは山の上団地の建てかえ事業に要する費用でございます。

○堤泰宏委員 84戸で、総工費が8億2,000万。

○平井住宅課長 これは22年度、昨年度からの2カ年の事業になっておりまして、そのうちの今年度分という……。

○堤泰宏委員 だけん、答えが非常にアンバランスですよ。私が聞いたのは、84戸が8億ですかと聞いたわけですから、そうじゃないと、84戸は16億なら16億と答えなはっていいわけですたい。

○平井住宅課長 84戸分の建設費のうちの平成23年度分がこの額ということでございます。

○堤泰宏委員 それなら、84戸で幾らですか。

○平井住宅課長 ええと……。

○堤泰宏委員 そんなら知っとかにや。

○平井住宅課長 山の上団地につきましては、建築工事、設備工事を発注しておりますが、全体で11億4,000万円の工事費というふうになっております。

○堤泰宏委員 84戸でそしこですね。

○平井住宅課長 そうでございます。

○堤泰宏委員 そぎゃん言いなはつとよかわけたい。

それで、ちまたでは、この山の上団地というのは大江か新大江ですよ。高級マンションがいっぱい建つとる地域ですよ。隣が学園大かな。でしょう、場所は。

○平井住宅課長 そうでございます。

○堤泰宏委員 それで、余りにも10階建ての高級マンションで、もううらやましいという声が非常に聞こえるわけですよ。そこまでして住宅に困窮する県民の居住環境を安定させないかぬのかと。一般のこれは話ですよ。私も議員だけなんです、皆さんに伝えておきます。あの土地をもし公売で売却したならば、幾らがつあるだろうかと。そして、その費用で、土地の安いところに、もう少しお金のかからない、一般庶民と変わらないような住宅を建てたらいかがでしょうか。

一般庶民は、大体5万円ぐらいの家賃が限度ですよ。という、もう民間アパートならば2DKか2LDKぐらいが関の山ですよ。それも鉄骨系ですよ。鉄筋コンクリートの2LDK、3DKとか言えば、もう7万、12万ですよ。

ここは、私は間取りは知りませんが、恐らく民間で言うなら10万前後の家賃に匹敵するんじゃないかなと思います、いかがですか。

○平井住宅課長 この山の上団地につきましては、既存の団地も非常に老朽化しております、それをどうしても建てかえる必要があるということでございます。

○堤泰宏委員 ちょっといいですか。答えにあなたたちは全然ならぬわけ。老朽化とか、さっき説明したじゃないですか。そぎゃ

んことじゃないんですよ。民間なら幾らかと聞いたんですよ。

○平井住宅課長 民間で……。

○堤泰宏委員 まず、間取りば言いなつせよ。

○平井住宅課長 間取りにつきましては、全部で84戸のうち、2DK、約56平米のものが65戸ございます。それから、3LDK、約77平米のものが19戸で、合計84戸というふうになっております。

今回の家賃につきましては、大体2万5,000円から3万円という家賃を想定しているというところでございます。

○堤泰宏委員 2DKが2万5,000円。

○平井住宅課長 2DK、それから3LDKで大体家賃が2万5,000円から3万円ぐらいということでございます。

○堤泰宏委員 そうすると、2DKと3LDKは家賃が違うはずでしょう。一緒かいた。

○平井住宅課長 いや、もちろん3LDKの方が高くなります。

○堤泰宏委員 だけん、3万円……はっきり言うてください。わからぬもん。

○平井住宅課長 まだ家賃につきましては、入居される方のその収入ですとか、いろんな要素で決定しますので、最終的な家賃まではまだ決定しておりませんが……。

○堤泰宏委員 幅ば言うてくださいよ。

○平井住宅課長 2万5,000円から3万円ぐ

らいということを想定しております。

○堤泰宏委員 なら、所得が高い人で、3LDKに住んでも3万。

○平井住宅課長 これはもちろん所得制限はございますので、その所得制限以下の方で、実際に所得を申告していただきまして、家賃を算定するというところでございます。

○堤泰宏委員 それでは、次の質問ですよ。

あの場所で、3LDKの民間アパートをもし借りたとするですよ。10階建ての鉄筋コンクリート、エレベーターつき、幾らぐらいすると思うですか。

○平井住宅課長 はっきりしたものは把握しておりませんが、例えば5万とか6万ぐらいではなかろうかというふうに思っております。

○堤泰宏委員 その把握しとらんということがいかんもん。把握しとかないかぬですよ。それはあなた、相手のことも知らぬで我がこつばかり言うてもだめですよ。

民間で、ここいらなら、2DKで7万、3LDKで12万か15万しますよ。新大江か大江でしょう。調べてくださいよ。そして、今度私に教えてくださいよ。私が調べておるとあなたが調べたのでえらい違えば、また話をせないかぬですね。私が言うたのは間違いのない値段だと思いますよ。まあ、それでよかですよ。

○平井住宅課長 調べさせていただきたいというふうに思っております。

○堤泰宏委員 ぜひ調べてください。

それから、阿蘇郡管内のことでございますから、ちょっと私も一言いろいろお尋ねもし

たいと思います。

これは442号、これは黒川温泉でしょう。そうすると、この裏が今は山都町東竹原、これは旧阿蘇郡蘇陽町の東竹原ですもんね。

それで、私は、3月20日と21日は、連休ですから、この黒川温泉のこの場所はかなりの車が通ったと思うですよ。まあ1,000台とか、その規模かな。ひよっとしたら3,000台とか。この時間帯ですよ。もし3,000台通って、この7台が穴ぼこに落ちたと。まあ20台ぐらい落ちて、言うてきたのが7台か、それはよくわからぬですけれども、確率的に3,000と7というなら、これは0.0何%でしょう。ということは、非常に危険な状態じゃ私はなかったと思うですよ。穴ぼこが目視で確認できたんじゃないかと思うですよ。確認しなかった人が穴ぼこに落ちて、前方を注意深く見ながら当たり前の運転をしとった人は、これを避けとると私は判断するですよ。通行車両というのは、これは大体わかんなはるでしょう、何台ぐらいこら辺ば通るか、この連休、3月の20、21。それを知りたいですよ。

それから、やっぱりあんまり0.1%ぐらいの人が、こういう——これは事故か何か知らぬけど、穴ぼこに落ちるような——これは私がここで発言していいかどうかはちょっと難しいですけれども、何か運転のやり方をやっぱりもうちょっと、そういう運転者の方は、自分で反省されたがいいような面もあるような気がしますね。これは両方ですよ。

なぜかと言うと、結局、これは金額の大小にかかわらず、これは私たちの税金ですよ。県の職員さんも一緒ですよ。職員である前に国民であり県民。なら、これは同じ質問と思うて時間をもらいますよ。

例えば、皆さんがおうちを建てになる、マンションを買うですよ。そうすると、消費税がついてくるでしょう。3,000万の家を建てると、5%、150万です。そして、次の年

は、今度はその不動産所得税が来ますよ。100何十万来るですよ。みんなこたえますよ。税金はみんなくっくくく言うて納めとる。なるべく支出というのは、私は厳しくされたがええと思うですね。穴ぼこがほげちよったけん、すぐ金ばぼんと出すと。必要に応じちゃ出さないかぬと思うですけども、やはり3,000台も通って、そのうちの7台、非常に確率が低い。それに、ごめんなさいてえらい言わなるとかなという気持ちがいいたしますので、これはどなたかちょっと答えてください。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

今の委員の御質問でございますけれども、交通量につきましては、当日の時間帯での交通量は把握申し上げておりません。ただ、定期的に交通量調査をやる中で、あそこの路線につきましては、1日5,000台以上の交通量がございます。ただ、休日と平日の差が確実にその場所であったかというのがわかりませんので、当日の交通量というのは、正直申しまして把握しておりません。おおむね5,000台前後の車が、1日あたりは通っているのかなと考えております。

そういう中で、今回7件の連続事故が発生してしまったということなんですけれども、道路のいわゆる管理瑕疵の考え方でございますけれども、通常、道路が有すべき安全性に欠けることを道路の管理瑕疵というふうに解釈しておりまして、瑕疵があったために他人に傷害、損害を生じたときは国家賠償法により補償しなければならないと、賠償しなければならないという大きな法の考え方に基づいて、現在管理瑕疵の判定をやっているところでございます。

ただ、委員が御指摘のように、運転者の責が全くないということはありません。今回のケースも、夜間と昼間、先ほ

ど申しましたように、少し過失割合は変えておりますけれども、道路管理者の責が今回の場合全くなかったかという話にはつながらないというふうに判断した上で、実は補償額を決定させていただいておるところです。

○堤泰宏委員 十分じゃないけど、大体話はわかりました。

ただ、やはりこの被害に遭ったという方と徹底的に話し合いをする、それをやっていただきたいですね。ここは通常5,000台、3,000台通つとる道ですよと、もう少し気をつけていただけなかったでしょうかと、そして、法に基づいて補償はしますけれども、そういうことで話し合えば、ひょっとしたら、ああ、私がやっぱり前方不注意だったという人がおるかもしれぬしですね。まあ、よろしく。

○亀田道路保全課長 御指摘のこともちょっと十分踏まえながら、今後の示談交渉等には当たってまいりたいと思います。

それと、つけ加えますけれども、熊本県におきましては、道路のこういった管理瑕疵が生じたときの、いわゆる道路保険と申しまして、年間だけで保険にかたっておりまして、実際の支出はその保険会社の方から当該額を支出するというふうなシステムになっております。

○堤泰宏委員 だけん、それはいかぬたい。それは答えてほしくなかったですね。保険も税金で掛けちよるわけだし、そして支出すれば、次掛ける保険額は割り増しになるですね。無事故であれば保険額は低いわけだけん。まあ、よかですよ。

○小早川宗弘委員長 それでは、時間が——もう無限であればいいんでしょうけれども、時間も来ておりますので、一たんここで質疑を終わりたいというふうに思います。採決ま

で午前中で終わって、昼食を挟んで、また引き続きこの委員会を再開したいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号及び第9号から第15号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

それでは、昼食の時間を、若干短い時間ですけれども、とりたいと思います。12時45分には再開をしたいと思いますので、ちょっと短い時間ですけれども、お許しをいただきたいと思います。休憩に入ります。

午後0時4分休憩

午後0時45分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、時間となりましたので、委員会を再開いたします。

閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○金子監理課長 監理課でございます。

報告事項1、平成23年度入札契約制度改正について御説明申し上げます。

平成23年6月1日付で、県発注工事の入札に係る土木一式工事の発注標準及び建設業者の格付等の改正を行いました。概要について御報告いたします。

見直しの背景、目的ですが、建設投資が縮小する中で、今後とも、技術と経営にすぐれ、地域に貢献する建設業者を確保するため、市場環境整備として実施するもので、昨年度策定した建設産業振興プラン及びアクションプログラムに基づく取り組みであり、また、昨年11月、建設業協会から県議会に提出されて、全会一致で採択された公共工事における需給アンバランスの早期是正を求める請願に対応するものであります。

主な見直しの内容ですが、1点目は、土木一式工事に係る発注標準及び格付の改正でございます。

公共工事の依存度が高い土木工事業が産業として維持可能となるよう、市場環境を整備するもので、主要な土木一式工事について、十分な施工体制を有する上位ランク業者に集中して発注し、従来の特Aランクを廃止するとともに、上位ランクをA1及びA2に分割し、それぞれ独立のランクとするもので、詳細は資料1のとおりでございます。

2点目は、最低制限価格制度の見直しでございます。

本県が準拠する国の基準が4月1日に改正されたことに合わせて算定式を見直しました。この見直しにより、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格が約2%上昇する見込みとなります。詳細は資料2のとおりでございます。

以上でございます。

○軸丸下水環境課長 下水環境課です。

報告事項2、くまもと生活排水処理構想2011の策定について、2枚の資料によって御報告いたします。

まず、1枚目のA4版の資料をごらん願います。

この構想は、今後の生活排水対策のマスタープランとなるもので、3の策定経緯のとおり、本年3月に素案を取りまとめ、4月にパブリックコメントを実施し、寄せられた御意見をもとに素案を一部修正して、このたび策定したものでございます。

構想策定の理由は、平成15年策定の熊本県生活排水処理施設整備構想が平成22年度に目標年次を迎えたことに加え、4、策定の趣旨及び基本的な考え方に記述しましたように、少子高齢化の進行など、社会情勢の変化により生じた課題への対応が必要になったためでございます。

特に、生活排水処理の推進には、県民の皆様様の御理解と御協力が不可欠でありますので、新構想は、県民の皆様へのメッセージともなるような形で取りまとめております。

2枚目、A3版の資料の方をごらん願います。

構想の概要でございます。

構想の最終目標は、中央部上段、目指すところに記載のとおり、すべての県民の快適な暮らしの実現と健全な水環境と水循環の実現でございます。そして、下水道や浄化槽など、それぞれの生活排水処理施設の特性を生かした整備に取り組むことで、10年後、平成32年には、汚水処理人口普及率90%と河川の水環境基準達成率100%を目指してまいります。

この目標を実現するために、構想では、市町村と県、さらに県民の皆様とが、それぞれに果たすべき役割について記載いたしました。

市町村と県とは、資料右下に記載の事柄に取り組むことにいたします。

まず、生活排水処理施設の整備、普及を促進し、あわせてこれらの施設を県民の皆様様に適切に利用していただくよう支援します。

次に、施設の故障や運転停止等の事態発生を未然に防ぐため、計画的に施設の改築、更新を行い、あわせてパブリックコメントに寄せられた御意見を踏まえて、生活排水処理施設の耐震性能の向上等にも取り組みます。

さらに、循環型社会の形成や地球温暖化対策にも貢献できるよう、下水汚泥や処理水の有効利用の推進などにも取り組んでまいります。

一方、県民の皆様には、資料右上に記載のとおり、生活排水処理施設の機能を十分に発揮させるために、下水道等への接続、合併浄化槽への転換、そして浄化槽の適切な維持管理の実施に取り組んでいただくようお願いしてまいります。

以上が構想の概要でございます。今後は、この構想の周知に努め、この構想に基づき、県民の皆様、市町村とともに生活排水対策をさらに進めてまいります。

御報告は以上です。

○林河川課長 それでは、報告事項3をごらんください。

川辺川ダムに関する最近の状況について御報告いたします。

まず、ダムによらない治水を検討する場について、簡単に御説明いたします。

(1)のアにありますように、川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法を検討するために設置されたもので、国、県、それに球磨川流域の12市町村長が構成メンバーになっております。第1回会議を平成21年1月に開催、これまで計8回開催されております。

次に(2)、昨年6月に開催されました前回第8回会議の概要について御説明いたしま

す。

この会議では、それまでの議論を踏まえまして、①にありますように、国から、球磨川水系における治水対策の基本的考え方(案)が示されました。これは、その下の枠内の1つ目にありますように、川辺川ダム以外の治水対策の効果や実現性についてのそれまでの検討や議論を踏まえ、取り組み方針や主な内容を整理したものであります。

また、2つ目にありますように、国が球磨川水系の河川整備計画を策定する際の原案などに反映することを目的にしております。

その内容を次の枠内に示しております。大きく3点ございます。

1点目は、直ちに実施する対策でございます。これは、戦後最大規模の昭和40年洪水に対しても、堤防や地盤高を越えないよう、宅地かさ上げや萩原堤防の補強など、11項目を進めるもので、上下流バランスを考慮し、可能な限り迅速に取り組むことになっております。

2点目は、引き続き検討する対策になります。これは、一層の安全度の向上を目指し、今後も、検討する場において、可否も含めた検討を進め、実施可能となった段階で着手するもので、遊水地や放水路など、14項目が示されております。

3点目が、直ちに実施する対策の概算の事業費と工期になります。費用については、11項目の合計で約400億円前後、工期は、最も長い工種で約12年となっております。

なお、詳細な内容につきましては、別紙2から4に添付しておりますので、後ほどごらんください。

次に②、流域首長の発言要旨でございますが、市町村長からは、主にここに示しております3つの意見がございました。

上から順に、直ちに実施する対策については、予算規模の拡大とスピードアップ、それに、具体的なスケジュールの明示を求める意

見、従来目標の安全度を求める意見、五木村の振興、再生を求める意見がございました。

③、知事の発言要旨でございますが、知事からは、国に対し、速やかな事業着手と早期完成のための予算規模の拡大、引き続き検討する対策については、地域の意見を踏まえ、スピード感を持った検討の取り組みを要望いたしました。

次のページをごらんください。

これに対し、国からは、1つ目は、直ちに実施する対策については、参加者間で大まかな共通認識が得られたこと、個別の対策については、地元調整を行い、迅速に進めたいとの意向が示されましたが、予算確保については、本省へ伝えたいとの発言がございました。また、2つ目として、引き続き検討する対策については、検討する場で継続して検討し、実施可能となったものから報告、決定していくこと。そして、3つ目に、この基本的考え方(案)の取り扱いにつきましては、五木村の生活再建の検討状況を踏まえて、改めて相談することなどが示されました。

次に(3)、球磨川(直轄区間)の改修状況でございます。

ごらんの表には、平成22年度と23年度の事業内容と事業費を示しております。

事業内容でございますが、八代市萩原地区の河床低下対策と堤防補強、八代市、芦北町、球磨村における護岸や宅地かさ上げ、23年度からは、中下流部の掘削、人吉市矢黒地区の用地補償、護岸などが新たに追加されております。

事業費は、平成22年度の約14億6,000万円に対し、23年度は約16億8,000万円、伸び率は1.15となっております。

(4)、県の今後の対応方針でございますが、流域首長から強い要望のございました予算の確保については、引き続き国に要望するとともに、今後も検討する場での議論を進めてまいります。

また、県管理の支川につきましては、球磨川本川の整備状況にあわせ、上下流バランスを考慮しながら、速やかに検討を行ってまいります。

次に、五木村の今後の生活再建を協議する場について、簡単に御説明します。

(1)のアにありますように、五木村の現状について、共通認識を持った上で生活再建策を取りまとめることを目的に、国、県、五木村の3者が構成員になっております。

次のページをお願いいたします。

第1回会議を平成22年7月に開催、これまで計5回開催されております。

(2)、一昨日、6月26日の日曜日に五木村で開催されました第5回会議の概要について御説明いたします。

この会議では、枠内に示しておりますように、引き続き国に対し補償法の制定を求めてまいります。村の生活再建を進めるため、現行制度を活用し、次の5項目について、国、県、村の3者で実施することにしました。

まず1点目ですが、国としては、現在実施しております頭地大橋を含む4事業について、引き続き実施すること。この4事業に関連し、広場整備や農地造成、頭地大橋下の大径木移植に着手すること。また、県及び村に対し、財政面、技術面において可能な限り支援すること。2点目ですが、県としては、地域の要請が特に強い国道445号、九折瀬地区の整備に道路事業として着手するとともに、村の振興事業を支援していくため、50億円の財政負担を行うこと。3点目としては、村としては、振興計画に基づき必要な事業を実施すること。4点目は、事業実施のために会議を毎年度開催し、翌年度に実施する事業内容について協議すること。5点目は、水没予定地の利活用策については、国が村から具体的な提案を受けながら前向きに検討することです。

最後に(3)、県の今後の対応方針でございますが、引き続き補償法の制定を求めていくとともに、協議事項を着実に実施することにしております。今後とも、議会のさらなる御指導、御鞭撻をお願いいたします。

以上でございます。

○手島港湾課長 報告事項4について御説明いたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づきまして、平成22年度に実施いたしました水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、(1)の水俣湾の水質及び魚介類等の水銀調査結果についてでございますが、①に調査の趣旨を記載しております。

調査は、水質、底質、地下水、魚類及び動物プランクトンの5項目について、総水銀を中心に、②に記載する要領で実施しております。調査位置は3ページに示しております。

調査の結果につきましては、1ページに戻りますが、1ページの③に記載しております。

水質及び地下水ともに、全地点において総水銀は検出されませんでした。また、底質の総水銀については、表に記載しておりますとおり、3地点とも、水銀を含む底質の暫定除去基準値である25ppmを下回っているところです。

2ページをお願いします。

魚類については、2魚種とも魚介類の水銀の暫定規制値を下回っておりました。また、平成16年度から実施している動物プランクトンについても、大きな変動はあっておりません。

④の今後の対応ですが、本年度も引き続き5項目の調査を実施することとしております。

続いて(2)、水俣湾埋立地の点検・調査結

果について御報告いたします。資料の4ページでございます。

この調査は、水俣湾埋立地管理補修マニュアルに基づいて平成14年度から毎年実施しておりまして、平成22年度は1月下旬から3月中旬にかけて実施しております。

調査内容でございますが、埋立護岸の前面の水質環境調査、埋立地内の地盤調査、構造物の変状調査の3項目でございます。

水質環境調査の位置につきましては、5ページの航空写真で御説明いたします。

この中の海の方でございます白い丸印のところは調査地点でございます。埋立護岸の前面で6地点の海水中の水銀濃度を調査することによって、護岸からの水銀流出の有無を判断しようとするものでございます。今回の水質環境調査の結果では、護岸前面の海水中からは水銀は検出されておられません。

次に、埋立地地盤調査ですが、写真のオレンジと黄色に着色しておりますエリア内で、地盤の標高を測量して、変動状況を観察しております。この結果、異常な沈下及び陥没等は見られませんでしたので、埋立土砂の流出は生じていないと判断しております。

次に、構造物変状ですが、写真の青い線で示した部分の埋立地を囲んでいる外周施設及び百間、明神、汐見の排水路を対象に、変異の観測及び目視による劣化、損傷等の変状調査を行っております。

このうち、構造物の劣化、変異、損傷などの調査結果についてですが、各施設とも、構造物本体の安定に影響し、水銀を含む土砂の流出につながる有害な変状は確認されませんでした。

また、鋼材の腐食状況につきましては、電気防食工の電位測定において、全地点で良好な防食状態を維持しているのを確認しております。塗覆装防食工の目視調査の結果につきましては、一部でひび割れや剥離を確認しましたが、電気防食の効果が働いているため、

さびの発生はありませんでした。

以上、平成22年度に実施いたしました点検・調査結果について報告いたします。今後とも、構造物劣化の進行状況に注意しながら、埋立地の管理に万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金子監理課長 監理課でございます。

報告事項5について御説明申し上げます。

土木部関係の東日本大震災における県内経済等への影響及び被災地域の復興支援状況でございます。

さきに行われました震災及び防災対策特別委員会報告資料のうち、土木部関係を抜き出したものでございます。

1点目は、県内経済等への影響でございます。

まず、公共工事についてですが、県発注工事については、資材及び建築設備の調達遅延による工事3件におくれが生じ、契約工期の延長が必要となっております。そのうち、土木部所管工事1件については、後ほど説明申し上げます。

市町村工事については、2件の工事で工期が延長されております。

資材調達面では、一部について入手のおくれが続いているものの、徐々に改善しており、価格面では、一部の資材価格の上昇が懸念されておりますが、落ち着きを見せている状況でございます。

次に、民間工事についてでございます。

一部に工事のおくれやデザイン、仕様変更が出ている状況は続いているものの、品薄資材は減少しております。

なお、今後の復興事業の本格化に伴い、型枠大工などの一部の技能者不足が懸念されているところでございます。

次に、被災地域の復興支援状況でございます。

公営住宅等の提供ですが、県内の公営住宅等を確保しておりますが、6月20日現在で、県内への避難者64世帯159人のうち、19世帯52人が入居されております。

次に、くまもとアートポリス東北支援「みんなの家」プロジェクトでございます。

東日本大震災で家を失ったり、避難されている方々に、精神的な安らぎを感じられる空間「みんなの家」を提供するプロジェクトに、くまもとアートポリス事業として支援、参画することとしております。

裏面の別紙をお願いいたします。

先ほど説明しました土木部所管工事の工期延長の件でございます。

新水前寺駅地区における交通結節点改善事業について、JR豊肥本線新水前寺駅と熊本市電新水前寺駅電停を結ぶ新しい横断歩道橋については、計画どおり、7月末の完成、供用を予定しておりますが、エレベーターについて、外枠工事は同時期に完成しますが、東日本大震災の影響によりエレベーター本体の部品納入がおくれることにより、供用が約3カ月程度おくれ、10月ごろとなる見込みでございます。

報告関係については以上でございます。

○小早川宗弘委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

緒方委員、済みません、先ほどちょっと質問の手が挙げたと思うんですけども、審議を終了しまつて済みません。まず、先ほどの項目に関連してでも構いませんので。

○緒方勇二委員 先ほどは、手を挙げ浮かさずに済みませんでした。

道路保全課の方にお尋ねしますけれども、穴ぼこで事故が起きたということですが、わだちですね、逆に。よくわだちが何キロにもわたってあるんですが、強化舗装を年次的にやっていくのか、それとも、どれほど

の高さが生じたときにやっていくのか。よくよく考えれば、ハンドルがとられて危ない箇所が何カ所も点在していますので、そういう部分をどう考えられるのか。どれほどの段差が生じた場合に手を入れられるのか。

今度の豪雨で、本当に水たまりがたくさんあって、子供たちが登下校時に随分と水をかぶるような状態になっていますし、本当に今携帯電話で随分通行中の車両を見かけますが、ハンドルがとられて、万が一大きな事故につながりはせぬかなど、随分要望しておるんですが、ひび割れたクラックも見られますし、わだちも見られます。そういった場合の更新、何年置きにやられるのか。それとも、もともとの地盤からやりかえられる工夫も必要ではないかなという箇所がたくさん見られます。

そのことが1点と、それから、これは港湾の方になるかもしれませんが、防波堤、防潮堤ですが、知事の発言でいけば、過度に構造物に依存しないで早く逃げなさいと、今度の震災でですね。だけれども、私たちは、あの構造物を信頼しております。地震でひび割れて流されたのかあるいは津波でやられたのか、その結果はわかりませんが、引き潮の部分でやられたのかわかりませんが、一体この県内の防波堤あたりがどれぐらいの震度に耐え得るのかということも含めて住民に周知していただかないと、過度に依存すると言われても、どの程度の震度が来た場合に、もう逃げるんだという決断をする基準をお示しいただきたいなと思いますが、2点お尋ねいたします。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

舗装の補修、わだち掘れとか、ひび割れとか、非常に管理する延長も長うございます。現在、私どもが管理しています国道と県道、合わせまして約4,000キロの道路を今管理し

ておりますが、舗装のいわゆる寿命という
か、これについてはなかなか定量的なことが
言えないのが現状でございます、地盤の状
況でございますとかあるいは大型車の通行の
割合でございますとか、そういったいろんな
要因でもって舗装の寿命が決まっているとい
うのが現状でございます、例えば、本年
度、先ほど主要事業の説明をする中で、約38
億程度の舗装補修の予算を計上させていただ
いておりますが、延長にしましておおむね10
0キロ程度の補修でございます。ですから、
4,000キロに対しまして、年間おおむね100キ
ロ前後の補修分の予算ぐらいしか現状では確
保できていないというのが実態ございませ
ん、ここら辺をいかに効率的に補修をやって
いくかというのが、私どもに今与えられてい
る大きなテーマでございます。

昨年から、構造物関係でもやっております
が、社会資本の施設の長寿命化計画あたり
を、例えば橋梁とか道路施設について策定す
るようにはしておりますが、舗装につきまし
ても、やはりある程度そこら辺の対症療法的な
やり方では少し限界に来ているんじゃないか
ということもあまして、昨年から、その舗
装関係の効率的な維持管理を目指して、長寿
命化といいますか、長期にわたる維持管理計
画を今策定中でございます。これによって、
限られた財源の中でいかに効率的な舗装のや
りかえをやっていくかというのを、今後実証
していきたいと考えております。

わだちの件が先ほど委員の方から御質問が
ございましたけれども、例えば5センチ以上
のわだちが生じた場合は、そこで舗装をや
りかえるとか、そういう定量的なことは決め
ておりません。ただ、交差点の近くあたりが、
特に夏場の車の制動等でわだちが非常に大
きくなるケースが多々ございます。ここら
辺については、局部的に切削をやったり、
対応しておりますが、なかなか全部を解消
するまでには至っていないというのが現状
でございます。

す。

非常に難しい課題ではございますけれど
も、今後とも、効率的な、計画的な舗装の
補修を目指すように努力していきたいと思
っております。

以上でございます。

○手島港湾課長 緒方委員の御質問は、ま
ず地震でどうかということだと思ってい
ますが、残念ながら、もともとどれぐら
いの地震に耐えるかというような設計を、
すべての護岸といいますか、でやっている
わけではないと存じておるところござい
ます。十分な強度があるところもござい
ますし、劣化等をしているところもある
かと思われまので、その辺はちょっと
今のところ情報というのはないのかな
と思っております。

それと、どれぐらいのとき大丈夫かとい
うお話だと思っておりますけれども、今
回、東南海沖地震等であのような地震の
場合は、かなり遠くから津波が来ます
ので、それについては、地震がわか
ればある程度対応できるのかなと。直
下型の地震では、今までの知見では、
有明海では余り大きな津波は想定さ
れていないということを聞いておりま
すので、地震がどれぐらいただた
ら逃げるといふことには直接なら
ないのかなと思っております。

済みません、十分なお答えになってお
りませんが、以上でございます。

○緒方勇二委員 わだちについては、5
センチとかあるいは10センチ段差が
生じたからやりかえるんだという定
量的な基準はないということではな
いけれども、今、県道美化、側溝
なんかをきれいにさせていただいて、
あるいは路肩部分をコンクリートで
張りコンしていただいて、非常に歩
道が充実してきたなというふう
に感じておるんですが、その中で
やはり路面の部分についてわだち
があるものですか

ら、本当は歩車道境界ブロックがあって、ハンドルをとられてもそこでとまるのかもしれませんが、今、段差がなくて、バリアフリー化も進んでいまして、わだちでハンドルをとられたら、本当に登下校時の子供たちがあるいは交通弱者の方が大変だなというふうに考えておるんですけども、それは振興局の方をお願いして、総延長が4,000のうちの100キロということですから、財政的なこともありましようけれども、これは私の感想ですけれども、県庁に来るようになって、熊本市近郊は随分走りやすいなど、地方の国県道の方が随分わだちが多いなというふうに感じておりますので、その辺は重々お酌みとりいただきたいと思います。

それから、防波堤については、設計基準が当然あってしかるべきだろうと思うんですが、どれぐらいの震度でもつんだとかいうふうな、やはりそういうのはお示しいただいて、遠浅の海岸線であるかもしれませんが、どれほどのものにもつのか。私たちは、土木構造物に対して、過度に依存するかそういうことではなくて、一体自分たちで災害に対してどういうふうな判断基準を持って、これは危ないというような——住民の方は、やはりあれだけコンクリートできちんとしてあるんだからもつんだというふうに期待しておられると思うんですね。だから、その部分の何か基準を示していただいた方がいいように思います。でないと、潜在的な不安に対して、私たちはお答えすることができないんじゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひ、調べていただくか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○手島港湾課長 済みません、ちょっと私は防波堤のイメージが違ったみたいで、私自身が今お答えしたのは、波返しがあるようなところのイメージで、そういうところはちょっ

とすべては把握していないということで、通常の私どもの防波堤については、一般的な、通常考えられるような地震で壊れるようなことはないと考えておるところなんですけれども、緒方委員がおっしゃっている部分は、私の考えでは、護岸といいますか、海べたの波返しがついているところのイメージでございますでしょうか。

○緒方勇二委員 はい。

○手島港湾課長 そちらにつきましては、新設するときは、当然今の耐震基準、先ほど部長が申しましたように、そういうものでつくっております、通常の地震であれば問題はないと考えておるところでございます。

ただ、昔つくったところが結構ございまして、これは農林海岸だとかいろいろ含めてですけれども、いろんな海岸がありまして、古いところについてどれぐらいで壊れるかというのは、ちょっと今のところわからないというしか言えないと思っております。済みません。

○緒方勇二委員 波返しのブロック、つくられましたよね、不知火とか、あの辺ですね。あの辺は、今回のあれでも十分、まあ波の高さにもよるんでしょうけれども。

○手島港湾課長 まず、先ほどのお話で、地震と津波が両方ございますので、地震については、今回のような大地震だとちょっと難しいのかなと。津波も、今回のような大津波ですと難しいかなと思っております。

ただ、熊本県下では、直下型の地震ではあのようなレベルはまずあり得ませんし、津波についても、今までの知見ではないと。島原大変みたいなのが起これば別ですけども。ですから、一般的に地震が起きて津波でというのは、ないとは言えませんが、今回

のような大きなものはまず考えられないのではないかと思うんです。

ただ、今後、国の方でいろんな知見が出てくれば、さらに大きなものに対応する必要があるかというのは考えているところでございます。

○緒方勇二委員 ということは、震度7とか8までは十分もつと。8と9では1,000倍ほど違うというふうに聞いたんですけども、どこまでの震度であれば、まあ古いのは別にしてですよ。

○手島港湾課長 済みません、今委員がおっしゃったのはマグニチュードのお話で、震度ではちょっとございませんで……。

○緒方勇二委員 済みません、マグニチュードですね。

○手島港湾課長 熊本県の直下型では、マグニチュード7とかいうのは、今までの知見ではないだろうと言われてるところです。そういう意味では、余り影響はないのかなと。

ただ、場所によりましては、先ほどもお話がありましたように、非常に地盤が悪いところだと、マグニチュードが小さくとも、揺れて壊れる可能性がないわけではございませんので、そこら辺は、すべての護岸について、そこまでの検討はできておらないところでございます。

○亀田道路保全課長 先ほどの委員のわだちに対する御意見でございますけれども、私どもも、日常の道路パトロール等で、路面の変状等についてはしっかり把握するように努めてはおるところでございます。

しかしながら、部分的にそういう危険性が感じられるようなところが、もしお気づきなところがございましたら、私どもなり、局の

方にでも申しただければ、局所的な修繕とか補修についてはしっかりやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小早川宗弘委員長 それでは、引き続き報告事項についての質疑を受けたいと思いますけれども、どなたかいらっしゃいませんか。

○松岡徹委員 監理課と住宅課の方に少し時間をいただければと思っているんですが、その前に、簡単なので、川辺川ダム関係の報告で、確かに私も、やっぱり予算をつけることと、それから相良については県がこういう努力をされたことは評価しますけれども、やっぱり補償法の制定を求めている意見を、これは県議会も全会派挙げて国に要望するような動きが必要じゃないかなと思います。

私は、年に2回ぐらい国交省に行くんですけども、今度は7月8日、国交省とこういった点で話し合ってくる予定にしておりますが、一つだけ、検討する場が、第8回、昨年の6月24日で中断しているわけですが、これは見通しはどうかということですね。

それから、水俣湾の関係で、4ページの下から3段目の一部でひび割れや剥離が云々というところで、これについては少し——まあ、この場ではなくてもいいですけども、後日でも、もう少し詳しい地点と状況について教えていただければと思います。まず、その2つ。

○林河川課長 河川課でございます。

前回の8回の検討する場におきましては、参加しております流域の首長さん方から、治水とそれから五木村の振興というのは車の両輪、いわゆるセットだという御意見がございました。それから、引き続き検討する対策につきましては、早急な検討をお願いしたいと

いう御意見が出されました。

五木村振興につきましては、県としても全力で取り組んでまいりましたけれども、国、県、それから村の方で合意できるものとはなかったということと、治水につきましては、引き続き検討する対策の検討に時間を要しているということから、これまで……

○松岡徹委員 わかっているけん、今聞いているのは第9回があるのか、見通しを聞いている。

○林河川課長 今御報告しましたとおり、五木村の振興につきましては、今回進展が見られたということで、治水と五木村の振興はセットでございますので、五木村の振興に進展が見られた以上、治水についても早急に進める必要があるというふうに認識しております。

○松岡徹委員 具体的な何かめどとか、五木村は、一般質問で6月中にということでお話があってわかりましたよね。治水の第9回めどというのは、まだ全然わからないですか。

○林河川課長 現在のところ、国の方におきましても、引き続き検討する対策についていろんなパターンを検討しているというふうにお聞きしております、時間がかかっているということでございます。現在のところ、いつというめどはまだ立っておりません。

○手島港湾課長 先ほどのお話としては、後日でということございましたので、後日もう少ししっかりした資料で委員の方に御説明に参りたいと思います。

○小早川宗弘委員長 お願いします。

○松岡徹委員 それじゃ、監理課の方ですね。

建設産業振興プラン、あれを読んで、まあきょうの説明もそうなんだけれども、入札を変えるとき説明でも、一つパターンとしてあるのは、投資はずっと減ったと、しかし、建設業はあんまり減っていないと。このやはり需給のアンバランスというかな、ここをどう是正するかというのが一つの基本認識になっているように思うんですけども、いかがですか。

○金子監理課長 許可業者あるいはその指名願いを出している業者数の減少の割には、投資の方が大幅に減っているという認識しております。

○松岡徹委員 それで、全体の数の傾向はそういうことが言えると思うんですけども、規模別に分けて分析してみると、例えば、従業員が20人から29人のところは、平成9年から16年までの変化で40.3減っているわけね。そして、30人から49人までは49.0%ですね。50人から99人は37.8、100人から199人は48.6減っているわけです。

ですから、僕の認識としては、建設業界の減少というものは、このレベルの、いわゆる熊本で言うならばAクラスとか、一番やっぱり中核になるような、軸になるような建設業者はかなり、いわば淘汰されているというか、こんなのでやっぱり倒産したりした状況になっているわけですよ。逆に、1人から4人規模のところは5.9、5人から9人というのは11.8なんですよ。だから、何もかも——この5人から9人までが全体の41%を占めるわけ。この1人から9人までが41%を占めて、5.9と11.8だから、数としては建設産業プランで描くような数になっているけれども、中身的に見ると、かなり中堅どころは痛い目に遭っているというようなのが僕は現状

じゃないかと。

むしろ、だから1人から9人までの本当に零細の方々は、食うや食わずというか、大変な思いをされて、仕事がないときはアルバイトに行ったりしながら生き延びているというか、そういう現状にあると。だから、いわば建設投資は46.5%に減った、しかし、建設業界は10何%にとどまっているという分析は、ちょっと荒っぽいなという感じがするんですけども、どうですか。

○金子監理課長 おっしゃるとおり、中堅、まあ今回新しい格付で言うとA1、A2になるかと思うんですけども、そちらの方の社数あるいは従業員数の減少が大きいのは、多分公共投資の減少に伴って、やっぱり会社の従業員さんとか、まあ受注件数、受注金額が減りますので、少しずつやっぱりリストラといいますか、スクラップしているんじゃないかなという感じはしております。

ただ、確かに小規模、まあどれくらいの規模の状態、どれくらいの影響があるかというのは、まだ細かに分析したことはありませんので、委員指摘の内容の資料あたりをもとに、下請の実態調査あたりの材料をもとに分析してみないといけないかなと思っております。

○松岡徹委員 結局は事業所数がそれだけ減っているわけ。言うならば、48.6とか、49とか、40とか減っているわけですよ、真ん中はね。だから、建設投資が減ったにもかかわらず建設業者は減っていないというのは、これで見ると、言うならばそれは46と49の違いはあるかもしれぬけれども、いわば大まかに言えばあんまり変わらぬぐらい県内の中堅の業者は打撃を受けて、事業所数は減っているわけなんです。そのところをもっと踏み込んで分析をすると。

やっぱりこれは何でこうなっているかとい

うのを僕が調べたところによると、なんさま国土交通省が建設業界のいわば再編で、構造改革ということで、こういう組み立て方をしているわけですよ、どの文書を読んでも。しかし、実際、熊本県のこの10年近くの傾向を見れば、それは必ずしも当てはまらぬということですよ。しかし、建設産業振興プランはそれがベースになっているわけで、これは部長、かなりこの問題についてはもうちょっと真正面から議論を部としてもやってほしいというふうに思いますので、いかがですか。

○戸塚土木部長 我々がこの建設産業振興プランの対象としているのは、あくまでも建設業の振興という点もございまして、一つ、公共事業、いわゆる建設産業システムという、役所で言えば、我々発注者、事業者、それを受けていただく施工業者の方、それと関連する資材屋さん、測量、調査設計、そういったシステムをきちんと確保して将来につなげていきたいという観点ですので、対象とします建設業者というのは、主として公共工事を対象に受注されるという点から見た上での分析をしているつもりでございます。

○松岡徹委員 ただ、全体の傾向はこういうふうになっているわけですね。ですから、そこをきちっと見るということと、もう一つ、公共事業との関係で、僕はちょっと議論したいのは、確かに需給のアンバランスで低価格競争という、こういうふうに組み立てはなっておるわけですね。

その商取引では、需給がアンバランスになればそうなるんです、それは。ところが、建設業界は、必ずしもそう単純じゃないんですよ。いわば発注者がおるでしょう。そして、元請がありますたいね。元請が、今の状況で言えば、低価格で落札をすると。元請から、いわば下請、1次下請、2次下請、3次下請になるわけね。そのたびにだんだんだんだん

切り下げられていくわけですかいいね。どこで支えているかという、いわば一番末端の建設産業で働く労働者の賃金あるいはその労働条件、そういうところで低価格の構造が維持されている。いわば一般の商取引の需給のアンバランスと必ずしもイコールでない、特殊な建設業界のいわゆる重層的な構造というのがあるわけですよ。

ですから、部長が公共事業の話を書いたけれども、だから千葉県野田市とか神奈川の川崎なんかやっているように、いわば公契約条例をつくって、公が発注する事業については、むちゃくちゃな引き下げについてはだめですよという決まりをつくって、それで賃金とか労働条件を下支えすると、この点が一つ研究せないかぬ問題としてあるんですよ。その辺はどんなふうに考えますか。

○戸塚土木部長 これまで、低入札対策防止、これはやってきております。それと、下請関係の問題も、今回の改革に基づきまして、大きな柱としては、下請関係の人たちの適切な扱い方ということで柱にしております。これまでやってきたこともありますけれども、さらにまた努力をいたします。

これまでやってきたことが必ずしもすべて問題ないということとは言えませんが、よりよい制度にするため、そういった点からの努力もしていきたいと思っています。

○松岡徹委員 もちろん努力してもらわなければダメですね。部長もそれはよくわかっているように、発注する側ともらう側、それから元請と下請、下請から1次、2次、この関係というのは、やっぱり対等、平等じゃなかわけですよ。実質的には、やっぱり片務性というか、片一方が強いわけですよ。だから、実際上はそうなるわけ。だから、それをしていないためのいわば公的な仕組みを考えるとということで、野田市あたりがつくっているのが

公契約条例なんですね。そういった点を、やっぱり今後——ここで結論を出さぬでも、研究していただきたいということ。

もう1点、住宅課の方に。

それで、今言ったように、とにかく1人から9人の業者とか何かは大変な御苦労をなさっているわけ。それで、今全国的にどういう建設産業の中で流れがあるかという点で、県レベルで言えば秋田県で始まって——これは本会議でもちょっと言いましたけれども、秋田県の場合は、13カ月で21億6,000万の住宅リフォーム補助の制度をやって、秋田県が試算しているのは、その13カ月の21億6,000万で512億の経済波及効果があるということが出されているわけですよ。

僕も全国的にいろいろ調べてみて、例えば京都の与謝野町なんか、持ち家世帯の12%、8,000分の910世帯がこの住宅リフォーム補助の制度を活用して、町の建設業者の7割がこの住宅リフォームで仕事を稼いでいるというわけですよ。だから、いわば経済対策としても非常に効果があるし、建設業者の経営、雇用を守る上でも非常に効果を上げています。

これも本会議で紹介したけれども、隣の佐賀県でも、今度の議会に20億の予算が計上されて、佐賀の場合は、それにエコ加算とか、UD加算とか、耐震加算とか、3世代同居加算とかというので、1戸当たり20万にいろいろ加算するような仕組みを今度提案されているわけです。

私は、言うならば、前の監理課長の古里さんがしよるころ、地元紙で、いわば建設業者リストラ云々というような記事が載ったことがあるけれども、そのころのことはともかくとして、やっぱり今必死で頑張っておられる建設業者の方あるいはその持ち家のさまざまな要望にこたえる上でも、こういった経済波及効果が上がる政策をもっともっと研究して、他県に先んじてやるような構えでやっていただく必要がありやせぬかというふうに思

うんですけれども、住宅課長か何か、どなたか、いかがですか。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

今委員の方がおっしゃいましたリフォームについてでございますけれども、確かに秋田県が経済政策としてリフォームを実施しているということも聞いております。それから、九州各県でも、佐賀県あたりは、これは耐震補強を含む工事ということでございまして、そんなことで経済効果が発生しているということは聞いております。

ただ、そういった経済対策として行います場合に、やはりもともと工事を予定されていた方にも補助をすとかあるいは高額所得者の方にも補助をしてしまふとか、そういった幾つかの問題点もございまして、現在のところ、県としましては、特定の政策目的、県産材を提供すとか、あるいは高齢者とか障害者の方々の改造の助成とか、そういった一定の社会的課題に対応しました助成というのをやってございまして、当面、私どもとしまして、関係団体とか市町村と連携しまして、研修会の実施とか、リフォーム情報の提供、あるいは県民の皆様への情報窓口の設置などに取り組みながら、リフォームの支援には努めたいというふうに考えております。

○松岡徹委員 佐賀県で20億予算を組んでいるぐらいだから、やっぱりこういう経済情勢の中で、行政がどういう政策的ないわば提起をやって経済をよくしていくかと、こういうような視点を持って、大いにもっと前向きに検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

○堤泰宏委員 下水道でちょっとお尋ねしたいんですけれども、この分厚いやつの15ページ。

下水道への接続、これはお金がかかるとで

しょう、個人負担というのは。金がないと、これは接続できぬということでしょう。

○軸丸下水環境課長 下水道への接続につきましては、出てくる費用が2つございます。1つは、受益者負担金という形で、いわゆる下水管の整備、末端の管の整備の費用に充てるという意味での負担がございまして、それと、2つ目が、家庭の中から下水管へ接続する費用でございまして。

もう既に単独浄化槽等を設置している場合には、トイレの水洗化ということは必要ございませんけれども、場合によっては、トイレのくみ取りであれば、トイレの改造というものも含めると相当な費用になるかと思っております。これにつきましては、各市町村におきまして、それぞれ助成制度を——それぞれの町でレベルが違いますけれども、助成あるいは融資の制度を持っております。

○堤泰宏委員 そうすると、それは何割ぐらいですかね。市町村によって違うと思うんですけど、8割助成すとか、5割助成すとか、3割助成すとか。

○軸丸下水環境課長 済みません、手元にちょっと資料を持ちませんので、失礼でございますけれども、後でお知らせさせていただければと思います。

○堤泰宏委員 これが、せっかく高額な予算でこの下水道本管を埋設するんですよね。最後の接続のところ、個人のお金の事情で接続ができない。まあ、受益者負担は、当然これは合併浄化槽でも保守点検料が要るからですね。そっちは置いて、接続の費用ですよ。これをちょっと検討しとかんと、今はあのように経済情勢が悪いと、やっぱり個人の家計はなかなかお金出さきらぬと思うですね。

教えてもらうことは、後で数字ば教えてください。

○軸丸下水環境課長 今、県内の下水道等、集落排水事業も含めてでございますが、ここまで使えるよというエリアの中で接続ができていない部分というのが約1割ございます。1割の家庭が接続いただいております。これが接続いただけることが、もちろん下水道の経営にも有利になりますし、公共用水域の水質保全の効果を上げる上でも必要でございます。

そういう面で、先生から御指摘いただきましたように、県民の皆様に重点的に取り組んでいただきたいこととして、今回、この構想に掲げさせていただきました。もちろん、このために、私どもも、いろんな工夫を、今からでございますけれども、やってまいります。

確かに、今経済的な問題で、特に御高齢の方がお住みになっていて、払うても、銭を使っても先がなきたいとおっしゃられる方もたくさんおられます。そういう方々が使えるような工夫、まだ実現してはおりませんが、例えばですが、月々の使用料に幾分のお金をプラスすれば、そのまま工事もやってあげましょうとか、そういうような工夫というのが必ずあるはずでございます。そこらを、役場と市町村と一緒に、今から考えてまいりたいと思っております。

○堤泰宏委員 それはよろしくいっちょお願いします。

それから、今は、日本というかな、熊本でもいいですけど、下水道がずっと普及していますよね。これは話がえらい飛びますけれども、ロンドンあたりでは、もう100年以上前から下水道があるわけですよ。だけん、それはそれでいいです。そうすると、今度は、同じイギリスでも、まあフランスでもいいで

すけど、郊外の農村地帯がありますよね。そういうところの下水道というのは、ヨーロッパあたりはどぎゃんしよるか……私は全くわからぬから聞きよるとですがね。どぎゃんしよるとでしょうか。

○軸丸下水環境課長 済みません、全くその辺の知識はございませんで、やはり日本では、1軒1軒の家が遠い場合には、管を引くのは非常に不経済でございますので、浄化槽で対応するというようにしております。そういう面では、やはり外国においても、多分同じような——浄化槽と申すかどうかは別でございますけれども、同じような対応かと、個別個別の対応をするということになるかと思っております。

○堤泰宏委員 やっぱあっちが先進国と私は思うもんやけんですね。またそれは研究しとってください。

○軸丸下水環境課長 わかりました。調べてみます。

○小早川宗弘委員長 じゃあ、情報を整理していただきたいと思っております。

○堤泰宏委員 もういっちょいいですか。

それと、このランクづけのことですたいね。A1、A2、それからA1が5,000万以上ですね。そうすると、これは一般競争入札と指名が金額で分かれたと思うですけれども、私は、阿蘇郡のことに限定してちょっとお尋ねをします。

阿蘇郡では、今回の見直しで、A1業者が——阿蘇市じゃないですよ、阿蘇郡。1社ですもんね。たしか1社だけがA1業者だったと思うです。そして、あとはA2業者が何社か。Bはたくさんおりますけれども。

それで、5,000万以上になると、結局、地

元業者が入札に参加されぬようになるわけですね、地元業者が。ということは、地元以外の業者が仕事をとる可能性が高くなるわけですから、まあ県全体としては、公共事業のやり方については別におかしな点はありませんけれども、地元からすれば、結局地元にお金が落ちないと、雇用も、よそから来てすれば、効果が薄いということになりますので、5,000万という引き下げは——これはもうそちらで決められたことだけに、別に私は異論はありませんけれども、その運用のやり方ですよね。地元業者にいかにして仕事が落ちるか、そういう配慮をされておりますかね。

○金子監理課長 このA1は、従来の特Aクラスと思ってもらうといいと思うんですけれども、従来の特Aは県下全域が範囲でしたので、別に阿蘇で特Aだからといって阿蘇で優遇されるということはないと、A1の事業の場合については。今までもですね。

○堤泰宏委員 そぎゃんとば聞いとっとじゃないわけですよ。

○金子監理課長 それが、金額が今度は9,000万から5,000万に下がった件について、どれだけ優遇されるかということだと思いますけれども……。

○堤泰宏委員 いや、優遇は聞いとらぬですよ。地元業者の受注の機会が減りやせんかということを知るとるんですよ。だから、その配慮はいかなものなのでしょうか。

○金子監理課長 少なくとも5,000万以上のA1工事については、A1の中で競争していただくしかないと思っています。

○堤泰宏委員 だけん、その配慮はないということですか。そぎゃんとは知らぬというふ

うにそれは受け取らざるを得ないですよ、今の発言であれば。

○金子監理課長 現在、発注単位を5,000万で切ったのは、投資事業がどんどん減少していく中で、もう既に平成22年度時点で平均すると、1件当たり6,000万ぐらいが従来の特A工事の発注の平均高です。

そうしますと、予算が減ると、1件あたりの発注額もどんどん減ってくる状況になりますので、恐らく阿蘇地域、それ以外でもそうでしょうけれども、基本的には5,000万以下の工事がふえてくるんじゃないかろうかということでございますので、特段発注上の工夫をしなくても、発注ロットが落ちてくる関係で、A2業者の受注機会も多くなってくるんじゃないかろうかと思えます。

○堤泰宏委員 だけん、その多くなるとか少なくなるとじゃなくて、A1業者が——私は、限定して話しよるわけですよ。全体を話すとこれは長くなるから。阿蘇郡にはA1業者は1社しかおらぬわけですよ。具体的に言うと、小国に1社、あとはもうA2ばかりですよ。例えば5,000万以上の発注をされると、その小国の1社しか入られんわけですね、阿蘇郡では。わかりますか。だから、配慮ということは、私が期待した答えは、地元業者が受注できるように、臨機応変に、できればA1業者がいない地域においては、5,000万以下の設計にして入札にかけるとか、そういう配慮がありますかということを知りたいんです。

○金子監理課長 今回の制度改正はかなり大きな改正になっていきますので、発注者の方としても——発注上の工夫をしてくれというのは、要望として各地域から上がっていますので、発注者としても工夫するような対応をしたいと思っています。

○堤泰宏委員 それで立派な答えですよ。

○小早川宗弘委員長 どなたかほかに何かありませんか。——なければ……。

○松岡徹委員 さっきのちょっと補足で、建設業の需給のアンバランスの問題で、県の建設産業プランでは、いわば県内の建設投資といった場合は、公共及び民間合わせてというふうになっているね。具体的には、平成3年は1兆497億だったのが、20年には5,626億になって、ピーク時の46.4と。一方、業者数は14.4と。だから、民間も、公共合わせて——だから、さっき私が示したあれは、それも含めてだから、やっぱりそこら辺の突っ込んだ検討が必要だと、部長の発言との関係でね。ちょっとそこは補足しておきます。

○小早川宗弘委員長 なければ、その他で何かありませんか。

○山口ゆたか副委員長 当委員会から、意見書の提出について提案したいと思います。

ただいまから、意見書の案を用意しておりますので、その案をお配りいたします。よろしくお願いたします。

（事務局意見書(案)配付)

○山口ゆたか副委員長 意見書の案について趣旨を説明いたします。

国は、政権交代以降、コンクリートから人への理念のもと、公共事業関係費を大幅に削減し、地方向けの補助・交付金においても、平成22年度は対前年度比約18%削減し、さらに、平成23年度は対前年度比約3%削減しています。

また、ひもつき補助金を廃止し、地方の自主財源に転換するとの方針で、平成22年度に社会資本整備総合交付金、平成23年度には地域自主戦略交付金を創設いたしました。

このような中、本県への交付金等の配分は、昨年度は対前年度比約20%の削減、今年度も、東日本大震災の執行保留分を含め17%の削減と、この2年間で約34%、120億円余の削減となっております。

特に、本県では、平成28年度の完成を目指しますJR鹿児島本線等連続立体交差事業に、事業完了までの6年間で約300億円を集中的に投資していく必要があります。

しかしながら、現在の交付金の配分方法では、限られた期間に巨額の集中投資を必要とする事業を円滑に進めることは困難であり、また、県民の移動や物資の輸送のほとんどを自動車交通に依存している本県では、このような状況が続けば道路の整備が進まず、県民生活や経済・社会活動に大きな支障が生じることが危惧されます。

このため、地方の道路整備が着実に推進されるよう、意見書の案の下段にあります3項目について、強く要望したいと思います。

この意見書を国に対して提出することとし、この議案を本委員会から提出していただきたいと考えておりますので、委員の皆様、よろしくお願いたします。

○小早川宗弘委員長 副委員長から、この文に対する要望をしてほしいと、意見書を出してほしいというふうな提案でありますけれども、これについて御意見などはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 お諮りをしたいというふうに思いますけれども、この意見書(案)により、委員会提出議案として本会議に提出したいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議がないようですので、この意見書(案)により議案を提出することに決定いたしました。

それでは、ほかに何かございませんか。—

一なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しておりますので、御参考までにごらんいただければというふうに思います。

それから、きょうは実質的な第1回目の委員会でありましたけれども、それぞれの先生方質問がありましたけれども、執行部の皆さん方、ちょっと答弁の方が何かかみ合っていないような感じもしますし、質問に対して端的に、簡潔にお答えいただければなというふうに思います。ちょっと答弁が長過ぎて、最後に結局何ば言いよらすとかなというふうな感じで私はきょうは聞いておりましたので、即答でなかなか難しいかもしれませんが、答弁は簡潔に、まあ説明も答弁も簡潔にさせていただければというふうに思います。

それでは、これをもちまして第2回建設常任委員会を閉会いたします。

午後1時54分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長